○名古屋大学大学院通則

第１章　総則

（目的及び方針）

第１条　本学大学院は，学術の理論及び応用を教授研究し，その深奥を究め，高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことにより，文化の進展に寄与するとともに，学術の研究者，高度の専門技術者及び教授者を養成することを目的とする。

２　本学大学院は，前項の目的を踏まえて，本学大学院及び研究科において，次の各号に掲げる方針を定め，公表するものとする。

一　修了認定及び学位授与に関する方針

二　教育課程の編成及び実施に関する方針

三　入学者の受入れに関する方針

（研究科及び専攻）

第２条　研究科及び専攻は，次のとおりとする。

研究科　専攻

人文学研究科　人文学

教育発達科学研究科　教育科学，心理発達科学

法学研究科　総合法政，実務法曹養成

経済学研究科　社会経済システム，産業経営システム

情報学研究科　数理情報学，複雑系科学，社会情報学，心理・認知科学，情報システム学，知能システム学

理学研究科　素粒子宇宙物理学，物質理学，生命理学，名古屋大学・エディンバラ大学国際連携理学

医学系研究科　医科学，総合医学，名古屋大学・アデレード大学国際連携総合医学，名古屋大学・ルンド大学国際連携総合医学，看護学，医療技術学，リハビリテーション療法学

工学研究科　有機・高分子化学，応用物質化学，生命分子工学，応用物理学，物質科学，材料デザイン工学，物質プロセス工学，化学システム工学，電気工学，電子工学，情報・通信工学，機械システム工学，マイクロ・ナノ機械理工学，航空宇宙工学，エネルギー理工学，総合エネルギー工学，土木工学

生命農学研究科　森林・環境資源科学，植物生産科学，動物科学，応用生命科学，名古屋大学・カセサート大学国際連携生命農学

国際開発研究科　国際開発協力

多元数理科学研究科　多元数理科学

環境学研究科　地球環境科学，都市環境学，社会環境学

創薬科学研究科　基盤創薬学

2　前項の理学研究科名古屋大学・エディンバラ大学国際連携理学専攻並びに医学系研究科名古屋大学・アデレード大学国際連携総合医学専攻及び名古屋大学・ルンド大学国際連携総合医学専攻並びに名古屋大学・カセサート大学国際連携生命農学専攻は，大学院設置基準（昭和 49 年文部省令第 28 号）第 35 条に定める国際連携専攻（以下「国際連携専攻」という。）とする。

（専門職大学院等）

第 2 条の 2　前条の法学研究科実務法曹養成専攻は，学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号。以下「法」という。)第 99 条第 2 項に定める専門職大学院とする。

2　前項の法学研究科実務法曹養成専攻は，専門職大学院設置基準(平成 15 年文部科学省令第 16 号)第 18 条第 1 項に定める法科大学院(以下「法科大学院」という。)とする。

（課程）

第 3 条　研究科の課程は，博士課程とする。ただし，法学研究科にあっては，博士課程及び法科大学院の専門職学位課程(以下「法科大学院の課程」という。)とし，医学系研究科にあっては，修士課程及び博士課程とする。

2　博士課程(医学系研究科の医学を履修する博士課程(以下「医学博士課程」という。)を除く。)は，前期 2 年の課程(以下「前期課程」という。)及び後期 3 年の課程(以下「後期課程」という。)に区分する。

3　前期課程は，修士課程として取り扱うものとする。

4　医学博士課程は，区分を設けない課程とする。

（収容定員）

第 4 条　大学院の収容定員は，別表のとおりとする。

（標準修業年限）

第 5 条　博士課程の標準修業年限は，5 年とする。ただし，医学博士課程の標準修業年限は，4 年とする。

2　医学系研究科の修士課程の標準修業年限は，2 年とする。

3　法科大学院の課程の標準修業年限は，3 年とする。

（在学年限）

第 6 条　博士課程(医学博士課程を除く。)の在学年限は，前期課程では 4 年，後期課程では 6 年とする。

2　医学系研究科の修士課程の在学年限は 4 年，医学博士課程の在学年限は 8 年とする。

3　法科大学院の課程の在学年限は，6 年とする。ただし，第 33 条の 2 第 2 項の規定する者の在学年限は，3 年から同項の規定により法科大学院に在学したものとみなす期間を除いた期間の 2 倍に相当する期間とする。

（学年）

第 7 条　学年は，4 月 1 日に始まり，翌年 3 月 31 日に終わる。

（学期）

第 8 条　学年を分けて，次の 2 学期とする。

春学期　4 月 1 日から 9 月 30 日まで

秋学期　10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

（休業日）

第 9 条　休業日(授業を行わない日)は，次のとおりとする。

日曜日

土曜日

国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日

春季休業　4 月 1 日から 4 月 4 日まで

夏季休業　8 月 8 日から 9 月 30 日まで

冬季休業　12 月 28 日から翌年 1 月 7 日まで

2　臨時の休業日は，総長がその都度定める。

3　第 1 項の規定にかかわらず，教育上必要があると認められる場合には，第 1 項に規定する休業日に授業を行うことができる。

第 2 章　入学，進学，転科及び転専攻

（入学の時期）

第 10 条　入学の時期は，学年の初めとする。

2　前項の規定にかかわらず，研究科の定めるところにより，学年の途中においても，学期の区分に従い，入学させることができる。

3　国際連携専攻の入学の時期は，前 2 項の規定にかかわらず，当該研究科において，別に定めることができる。

（前期課程，医学系研究科の修士課程及び法科大学院の課程の入学資格）

第 11 条　前期課程，医学系研究科の修士課程及び法科大学院の課程に入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　大学を卒業した者

二　法第 104 条第 4 項の規定により学士の学位を授与された者

三　外国において学校教育における 16 年の課程を修了した者

四　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより，当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者

五　我が国において，外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

六　外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について，当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において，修業年限が 3 年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により，学士の学位に相当する学位を授与された者

七　専修学校の専門課程（修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

八　文部科学大臣の指定した者

九　大学に 3 年以上在学し，又は外国において学校教育における 15 年の課程若しくは我が国において外国の大学の課程（その修了者が学校教育における 15 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し，本学大学院において，所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者

十　本学大学院において，個別の入学資格審査(以下「個別審査」という。)により，大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で，22 歳に達したもの

(後期課程の入学又は進学の資格)

第 12 条　後期課程に入学又は進学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　本学大学院若しくは他の大学院で修士の学位又は専門職学位を授与された者

二　外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

三　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し，修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

四　我が国において，外国に大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し，修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

五　国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和 51 年法律第 72 号）第 1 条第 2 項に規定する 1972 年 12 月 11 日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）の課程を修了し，修士の学位に相当する学位を授与された者

六　外国の学校，第 4 号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し，第 31 条の 2 に規定する博士論文研究基礎力審査に相当するものに合格し，修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

七　文部科学大臣の指定した者

八　本学大学院において，個別審査により，修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で，24 歳に達したもの

（医学博士課程の入学又は進学の資格）

第 13 条　医学博士課程に入学又は進学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　大学の医学，歯学，薬学（修業年限が 6 年のものに限る。）又は獣医学を履修する課程を卒業した者

二　外国において学校教育における 18 年の課程(最終の課程は，医学，歯学，薬学又は獣医学に限る。)を修了した者

三　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより，当該外国の学校教育における 18 年の課程(最終の課程は，医学，歯学，薬学又は獣医学に限る。)を修了した者

四　我が国において，外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 18 年の課程（最終の課程は，医学，歯学，薬学又は獣医学に限る。）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

五　外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について，当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において，修業年限が 5 年以上である課程（最終の課程は，医学，歯学，薬学又は獣医学に限る。）を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により，学士の学位に相当する学位を授与された者

六　文部科学大臣の指定した者（昭和 30 年文部省告示第 39 号の定めるところによる。）

七　大学の医学，歯学，薬学（修業年限が 6 年のものに限る。）又は獣医学を履修する課程に 4 年以上在学し，又は外国において学校教育における 16 年の課程(最終の課程は，医学，歯学，薬学又は獣医学に限る。)若しくは我が国において，外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程（最終の課程は，医学，歯学，薬学又は獣医学に限る。）を修了したとされるものに限る。）を有す

るものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し，本学大学院において，所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者

八　本学大学院において，個別審査により，大学の，医学，歯学，薬学（修業年限が 6 年のものに限る。）又は獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で，24 歳に達したもの

（入学及び進学の出願手続）

第 14 条　前 3 条に規定する者で入学又は進学を志願するものは，所定の期日までに願書を当該研究科に提出しなければならない。ただし，入学を志願する者は，願書に第 38 条の検定料を添えなければならない。

（入学試験及び進学試験）

第 15 条　前条の入学志願者又は進学志願者に対しては，研究科において入学試験又は進学試験を行い，合格者を決定する。

（入学及び進学の許可）

第 16 条　総長は，前条の入学試験の合格者で第 39 条の入学料の納入，保証書，宣誓書の提出等所定の手続を完了したものに，入学を許可する。

2　研究科長は，前条の進学試験の合格者で所定の手続を完了したものに，進学を許可する。

（再入学，転入学及び編入学）

第 17 条　次の各号のいずれかに該当する者は，研究科において選考の上，適当の課程に総長が入学を許可することができる。

一　第 29 条の規定による本学大学院の退学者で，再び同一の課程に入学を志願するもの

二　他の大学院に在学する者又は我が国において，外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学した者（法第 102 条第 1 項に規定する者に限る。）及び国際連合大学の課程に在学した者で，本学大学院に転学を志願するもの

三　修士課程，博士課程の前期課程又は専門職学位課程を修了した者で，本学大学院に入学を志願するもの

2　第 14 条及び前条の規定は，前項の規定により入学する場合に準用する。

（転科及び転専攻）

第 17 条の 2　学生が他の研究科に転科を志願しようとするときは，事由を詳記した転科願を所属研究科長を経て，当該研究科長に提出し，その許可を得なければならない。

2　学生が所属研究科内の他の専攻に転専攻を志願しようとするときは，当該研究科の定めるところにより，研究科長の許可を得なければならない。

3　前 2 項の学生が既に修得した授業科目の単位の認定及び在学期間に関しては，当該研究科教授会の議を経て，当該研究科長が行うものとする。

第 3 章　教育課程，授業，研究指導，留学等

（教育課程，授業，研究指導，成績評価等）

第 18 条　教育課程，授業，学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)，成績評価等に関することは，名古屋大学大学院共通科目規程（平成 22 年度規程第 47 号。以下「大学院共通科目規程」という。）及び研究科規程で定める。

（学修計画）

第 19 条　入学又は進学を許可された者は，研究科の定める指導教員の指導の下に学修計画を立て，当該研究科教授会の議を経て，当該研究科長の承認を得なければならない。

（単位）

第 20 条　一の授業科目を履修した者に対しては，試験の上，単位を与える。

2　各授業科目の単位数の計算の基準は，大学院共通科目規程及び研究科規程で定める。

（入学前の既修得単位の認定）

第 20 条の 2　学生(法科大学院の学生を除く。)が本学大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)については，教育上有益と認める場合は，本学大学院において修得したものとして認定することができる。この場合において，単位の認定は，10 単位を超えない範囲とする。

2　前項の既修得単位の取扱いについては，研究科において定める。

（他の研究科の授業科目の履修）

第 21 条　学生は，他の研究科の授業科目を履修することができる。この場合においては，所属研究科長を経て，当該研究科長の許可を得なければならない。

2　学生は，大学院共通科目規程に定める授業科目を履修することができる。この場合においては，所属研究科長を経て，教養教育院長の許可を得なければならない。

（他の大学院の授業科目の履修等）

第 22 条　学生は，研究科長の許可を得て，他の大学院において授業科目を履修し，単位を修得することができる。

2　前項の場合，研究科長は，あらかじめ当該大学院との間において必要な事項について協議するとともに，許可に当たっては，研究科教授会の議を経るものとする。

3　第 1 項の規定により，履修した授業科目について修得した単位は，10 単位を超えない範囲で，本学大学院において修得したものとして認定することができる。

4　前項の規定は，学生が，外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合，外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの

当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学の教育課程における授業科目を履修する場合について準用する。

(他の大学院又は研究所等における研究指導)

第 23 条　学生は，研究科長の許可を得て，他の大学院又は研究所等において，研究指導（第 67 条で規定する国際連携教育課程を編成する専攻の学生が当該国際連携教育課程を編成する大学院において受けるものを除く。）を受けることができる。ただし，前期課程及び医学系研究科の修士課程の学生については，当該研究指導を受ける期間は，1 年を超えないものとする。

2　前条第 2 項の規定は，前項の規定により学生が研究指導を受ける場合に準用する。

(留学)

第 24 条　学生は，研究科長の許可を得て，休学することなく，外国の大学院において授業科目を履修し，単位を修得することができる。

2　学生は，研究科長の許可を得て，休学することなく，外国の大学院又は研究所等において，研究指導を受けることができる。

3　第 22 条第 2 項の規定は，前 2 項の規定により学生が留学する場合に，同条第 3 項の規定は，第 1 項の規定により学生が留学する場合に，前条第 1 項ただし書の規定は，前項の規定により学生が留学する場合に準用する。

(休学期間中の他の大学院の修得単位の取扱い)

第 24 条の 2　学生が休学期間中に他の大学院（外国の大学院を含む。）において修得した単位については，教育上有益と認める場合は，本学大学院において修得したものとして認定することができる。

2　第 22 条第 3 項の規定は，前項の規定により本学大学院において修得したものとして認定する場合に準用する。

(教職課程)

第 25 条　本学大学院において，教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)に規定する教育職員の免許状を受ける資格を得ようとする者のために，教職課程を置く。

2　教職課程については，別に定める。

第 4 章　休学及び復学

(休学)

第 26 条　学生は，傷病その他の事由により 3 月以上修学を中止しようとするときは，研究科長の許可を得て，休学することができる。

2　前項の規定により休学しようとする者は，休学願に医師の診断書又は詳細な事由書を添え，これを提出しなければならない。

3　第 1 項の場合において，研究科長は，研究科教授会の議を経て，これを許可する。

4　傷病のため修学することが適当でないと認められる学生に対しては，研究科長は，研究科教授会の議を経て，期間を定め，休学を命ずることができる。

（休学期間）

第 27 条　休学は，引き続き 1 年を超えることができない。ただし，特別の事由がある者には，更に引き続き休学を許可することができる。

2　博士課程（医学博士課程を除く。）の休学期間は，通算して前期課程では 2 年，後期課程では 3 年を超えることができない。

3　医学系研究科の修士課程の休学期間は，通算して 2 年，医学博士課程の休学期間は，通算して 4 年を超えることができない。

4　法科大学院の課程の休学期間は，通算して 3 年を超えることができない。ただし，第 33 条の 2 第 2 項の規定する者の休学期間は，3 年から同項の規定により法科大学院に在学したものとみなす期間を除いた期間を超えることができない。

5　やむを得ない特別な事由があると認められるときは，前 3 項の規定にかかわらず，更に休学期間の延長を許可することができる。

6　休学期間は，在学年数に算入しない。

（復学）

第 28 条　学生は，休学期間中にその事由が消滅したときは，研究科長の許可を得て，復学することができる。

2　第 26 条第 4 項の規定により休学を命ぜられた者が復学するときは，学校医の診断書を添え，研究科長に願い出て，その許可を得なければならない。

第 5 章　退学及び転学

（退学）

第 29 条　学生が退学しようとするときは，事由を詳記した退学願を研究科長に提出し，その許可を得なければならない。

2　前項の場合において，研究科長は，研究科教授会の議を経て，これを許可する。

（転学）

第 30 条　学生が他の大学院に転学しようとするときは，事由を詳記した転学願を研究科長に提出し，その許可を得なければならない。

2　前条第 2 項の規定は，前項の規定により学生が転学する場合に準用する。

第 6 章　課程修了，学位の授与等

（前期課程及び医学系研究科の修士課程の修了）

第 31 条　前期課程又は医学系研究科の修士課程に 2 年以上在学し，所定の授業科目を履修して 30 単位以上を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，当該課程の目的に応じ，修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格した者に対し，研究科教授会の議を経て，修了を認定する。ただし，在学期間に関しては，優れた業績を上げた者については，前期課程又は医学系研究科の修士課程に 1 年以上在学すれば修了を認定することができる。

（博士論文研究基礎力審査）

第 31 条の 2　第 3 条第 2 項の博士課程において，当該博士課程の目的を達成するために必要と認められる場合は，前条に規定する前期課程の修了要件について，修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することに代えて，大学院が行う次に掲げる試験及び審査に合格することとすることができる。

一　専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該前期課程において修得し，又は涵養すべきものについての試験

二　博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該前期課程において修得すべきものについての審査

2　前項に定める要件によって修了を認定しようとする場合は，研究科規程において当該要件を適用する専攻，コース等の履修上の区分を定め，当該履修上の区分において前期及び後期の課程を通じて一貫した体系的な教育課程及び組織的な指導体制を専攻分野の枠を超えて編成し，併せて 30 単位を超える単位数を前期課程の修了の要件とするものとする。

(博士課程の修了)

第 32 条　博士課程(医学博士課程を除く。以下この条において同じ。)に 5 年(修士課程に 2 年以上在学し，当該課程を修了した者にあっては，当該課程における 2 年の在学期間を含む。)以上在学し，所定の授業科目を履修して 30 単位以上を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，博士論文の審査及び試験に合格した者に対し，研究科教授会の議を経て，修了を認定する。ただし，在学期間に関しては，優れた研究業績を上げた者については，博士課程に 3 年(修士課程に 2 年以上在学し，当該課程を修了した者にあっては，当該課程における 2 年の在学期間を含む。)以上在学すれば修了を認定することができる。

2　第 31 条ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者については，前項中「5 年(修士課程に 2 年以上在学し，当該課程を修了した者にあっては，当該課程における 2 年の在学期間を含む。)」とあるのは「修士課程における在学期間に 3 年を加えた期間」と，「3 年(修士課程に 2 年以上在学し，当該課程を修了した者にあっては，当該課程における 2 年の在学期間を含む。)」とあるのは「3 年(修士課程における在学期間を含む。)」と読み替えて，前項の規定を適用する。

3　前 2 項の規定にかかわらず，修士の学位若しくは専門職学位を有する者又は第 12 条の規定により大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が，後期課程に入学した場合は，博士課程に 3 年(法科大学院の課程を修了した者にあっては 2 年)以上在学し，必要な研究指導を受けた上，博士論文の審査及び試験に合格した者に対し，研究科教授会の議を経て，修了を認定する。ただし，在学期間に関しては，優れた研究業績を上げた者については，博士課程に 1 年以上在学すれば修了を認定することができる。

（医学博士課程の修了）

第 33 条　医学博士課程に 4 年以上在学し，所定の授業科目を履修して 30 単位以上を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，博士論文の審査及び試験に合格した者に対し，研究科教授会の議を経て，修了を認定する。ただし，在学期間に関しては，優れた研究業績を上げた者については，医学博士課程に 3 年以上在学すれば修了を認定することができる。

（法科大学院の課程の修了）

第 33 条の 2　法科大学院の課程に 3 年以上在学し，所定の授業科目を履修して 98 単位以上を修得した者に対し，研究科教授会の議を経て，修了を認定する。

2　法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者の前項の在学期間については，1 年を超えない範囲で法科大学院が認める期間在学し，同項に規定する単位については，32 単位を修得したものとみなすことができる。

3　前項の規定により法科大学院が修得したものとみなすことができる単位数は，第 22 条第 3 項，第 24 条第 3 項及び第 24 条の 2 第 2 項の規定により本学大学院において修得したものとして認定する単位数と合わせて 35 単位を超えないものとする。

（学位の授与）

第 34 条　総長は，第 31 条から前条まで及び第 70 条の規定により課程を修了した者に，それぞれ修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。

2　学位の種類，論文審査の方法，試験等については，名古屋大学学位規程（平成 16 年度規程第 104 号）の定めるところによる。

（単位等認定書）

第 35 条　博士課程に所定の期間在学し，所定の単位を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた者には，単位等認定書を交付することができる。

第 7 章　除籍及び懲戒

（除籍）

第 36 条　学生が次の各号のいずれかに該当するときは，総長は，当該研究科教授会の議を経て，除籍する。

一　所定の在学年限に達しても，課程を修了できないとき。

二　傷病その他の事由により，成業の見込みがないと認められるとき。

三　死亡又は行方不明となったとき。

四　授業料納入の義務を怠り，督促を受けても，なお納入しないとき。

五　入学料の免除若しくは徴収猶予が不許可となった者又は一部免除若しくは徴収猶予の許可を受けた者が，所定の期日までに納入すべき入学料を納入しないとき。

（懲戒）

第 37 条　学生の懲戒については，総長が，その都度懲戒委員会を設けて処理する。

2　懲戒委員会の構成については，別に定める。

3　懲戒は，退学，停学及び訓告とする。

第 8 章　検定料，入学料，授業料及び寄宿料

（検定料の納入）

第 38 条　入学を志願する者は，願書を提出する際に検定料を納入しなければならない。

（入学料の納入）

第 39 条　入学する者は，所定の期日までに入学料を納入しなければならない。

（入学料の免除及び徴収猶予）

第 40 条　入学する者が，次の各号のいずれかに該当するときは，入学料の全部若しくは一部を免除し，又は徴収猶予することができる。

一　本学大学院に入学する者であって，経済的理由により入学料の納入が困難で，かつ，学業優秀と認められるとき。

二　前号に規定するもののほか，特別の事情により入学料を納入することが著しく困難であると認められるとき。

2　前項に規定する入学料の免除及び徴収猶予の取扱いについては，別に定める。

（授業料の納入）

第 41 条　各年度に係る授業料は，前期(4 月から 9 月まで)及び後期(10 月から翌年 3 月まで)の 2 期に分けて，それぞれ年額の 2 分の 1 に相当する額を，前期にあっては 4 月，後期にあっては 10 月に納入しなければならない。ただし，後期に係る授業料については，当該年度の前期に係る授業料を納入するときに納入することができる。

2　入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については，前項の規定にかかわらず，入学を許可されるときに納入することができる。

（学年の途中で課程を修了する場合の授業料）

第 42 条　学生が，特別の事情により学年の途中で課程を修了する場合は，授業料の年額の 12 分の 1 に相当する額(以下「月割額」という。)に在学する月数を乗じて得た額を，当該学年の初めの月に納入しなければならない。ただし，課程を修了する月が後期の納入すべき時期(以下「後期の納期」という。)後であるときは，後期の納期後の在学期間に係る授業料は，後期の納期に納入しなければならない。

（転学，退学及び除籍の場合の授業料）

第 43 条　学生が，後期の納期前に転学，退学又は除籍の場合，納入すべき授業料の額は，授業料の年額の 2 分の 1 に相当する額とする。

（復学した場合の授業料）

第 44 条　学生が，前期又は後期の途中において復学した場合は，月割額に復学の日の属する月から次の納入すべき時期前までの月数を乗じて得た額を，復学の日の属する月に納入しなければならない。

（留学及び停学期間中の授業料）

第 45 条　学生は，留学又は停学期間中であっても，授業料を納入しなければならない。

（授業料の免除及び徴収猶予）

第 46 条　経済的理由により授業料の納入が困難で，かつ，学業優秀と認められる者その他特別の事情があると認められる者に対しては，その期の授業料の全部若しくは一部を免除し，又は徴収を猶予することができる。

2　前項に規定する授業料の免除及び徴収猶予の取扱いについては，別に定める。

（寄宿料の納入）

第 46 条の 2　寄宿舎に入居する者は，所定の期日までに寄宿料を納入しなければならない。

（寄宿料の免除）

第 46 条の 3　寄宿舎に入居する者が特別な事情により寄宿料の納入が著しく困難であると認められるときは，寄宿料を免除することができる。

2　前項に規定する寄宿料の免除の取扱いについては，別に定める。

（検定料，入学料，授業料及び寄宿料の額）

第 47 条　第 38 条の検定料，第 39 条の入学料，第 41 条の授業料及び第 46 条の 2 の寄宿料の額は，名古屋大学授業料等の料金に関する規程（平成 16 年度規程第 87 号。以下「料金規程」という。）の定める額とする。

（既納の検定料，入学料，授業料及び寄宿料）

第 48 条　既納の検定料，入学料，授業料及び寄宿料は，返納しない。ただし，次に掲げる検定料及び授業料については，この限りでない。

一　法科大学院で行う第 15 条に規定する入学試験を 2 段階の選抜方法で実施する場合において，出願書類等による第 1 段階目の選抜に合格しなかった者が納入した第 2 段階目の選抜に係る検定料

二　前期に係る授業料を納入するときに，当該年度の後期に係る授業料を納入した者が，後期の納期前に休学又は退学した場合における納入した後期に係る授業料

三　第 41 条第 2 項の規定により納入した授業料

第 9 章　大学院特別聴講学生，科目等履修生，特別研究学生及び大学院研究生

第 1 節　大学院特別聴講学生

（大学院特別聴講学生）

第 49 条　他の大学院又は外国の大学院の学生で，本学大学院において授業科目を履修し，単位を修得しようとするものがあるときは，研究科長は，当該大学院との協議により，研究科教授会の議を経て，大学院特別聴講学生として入学を許可することができる。

（入学の時期）

第 50 条　大学院特別聴講学生の入学の時期は，学期の初めとする。ただし，特別の事情がある場合は，この限りでない。

（授業料等）

第 51 条　大学院特別聴講学生は，履修しようとする授業科目の単位数に応じて，入学を許可された月に授業料を納入しなければならない。ただし，国立大学の大学院の学生並びに本学と外国の大学との大学間交流協定に基づく外国人留学生で総長が授業料等を不徴収とした者（以下「協定留学生」という。）及び大学間相互単位互換協定に基づく大学院特別聴講学生で総長が授業料を不徴収とした者については，授業料の納入を要しない。

2　前項に規定する授業料等の不徴収の取扱いについては，別に定める。

3　第 1 項の授業料については，免除及び徴収猶予を行わない。

4　大学院特別聴講学生として入学しようとする者は，検定料及び入学料の納入を要しない。

（除籍）

第 51 条の 2　大学院特別聴講学生が次の各号のいずれかに該当するときは，研究科長は，研究科教授会の議を経て，除籍することができる。

一　本学の大学院特別聴講学生として適当でないと認められるとき。

二　傷病その他の事由により大学院特別聴講学生として成業の見込みがないと認められるとき。

三　死亡又は行方不明となったとき。

四　授業料納入の義務を怠り，督促を受けても，なお納入しないとき。

（その他）

第 52 条　本節に規定するもののほか，大学院特別聴講学生に関することは，研究科において定める。

第 2 節　科目等履修生

（科目等履修生）

第 52 条の 2　本学大学院の学生以外の者で，一又は複数の授業科目を履修し，単位を修得しようとする者がある場合，研究科において適当と認めたときは，科目等履修生として入学を許可することができる。

（入学の時期）

第 52 条の 3　科目等履修生の入学の時期は，学期の初めとする。ただし，特別の事情がある場合は，この限りでない。

（入学出願手続）

第 52 条の 4　科目等履修生として入学を志願する者は，願書に履修しようとする授業科目及び期間を記載し，履歴書及び検定料を添え，所定の期日までに当該研究科長に提出しなければならない。

（入学料）

第 52 条の 5　科目等履修生として入学する者は，所定の日までに入学料を納入しなければならない。

2　前項の入学料については，免除及び徴収猶予を行わない。

（授業料）

第 52 条の 6　科目等履修生は，履修しようとする授業科目の単位数に応じて，入学を許可された月に授業料を納入しなければならない。

2　前項の授業料については，免除及び徴収猶予を行わない。

（除籍）

第 52 条の 7　科目等履修生の除籍については，第 51 条の 2 の規定を準用する。この場合において，同条中「大学院特別聴講学生」とあるのは「科目等履修生」と読み替えるものとする。

（その他）

第 52 条の 8　本節に規定するもののほか，科目等履修生に関することは，研究科において定める。

第 3 節　特別研究学生

（特別研究学生）

第 53 条　他の大学院又は外国の大学院の学生で，本学の大学院又は研究所等において研究指導を受けようとするものがあるときは，研究科又は研究所等の長は，当該大学院との協議により，研究科教授会等の議を経て，特別研究学生として入学を許可することができる。

（入学の時期）

第 54 条　特別研究学生の入学の時期は，学期の初めとする。ただし，特別の事情がある場合は，この限りでない。

（授業料等）

第 55 条　特別研究学生は，研究指導を受けようとする期間の月数に応じて，入学を許可された月に授業料を納入しなければならない。ただし，国立大学の大学院の学生並びに協定留学生及び大学間特別研究学生交流協定に基づく特別研究学生で総長が授業料を不徴収とした者については，授業料の納入を要しない。

2　前項に規定する授業料の不徴収の取扱いについては，別に定める。

3　第 1 項の授業料については，免除及び徴収猶予を行わない。

4　特別研究学生として入学しようとする者は，検定料及び入学料の納入を要しない。

（除籍）

第 55 条の 2　特別研究学生の除籍については，第 51 条の 2 の規定を準用する。この場合において，同条中「大学院特別聴講学生」とあるのは「特別研究学生」と読み替えるものとする。

（その他）

第 56 条　本節に規定するもののほか，特別研究学生に関することは，研究科又は研究所等において定める。

第 4 節　大学院研究生

（大学院研究生）

第 57 条　本学大学院において特別の事項について研究しようとする者がある場合，研究科において適当と認めたときは，大学院研究生として入学を許可することができる。

（入学の時期）

第 58 条　大学院研究生の入学の時期は，学期の初めとする。ただし，特別の事情がある場合は，この限りでない。

（入学出願手続）

第 59 条　大学院研究生として入学を志願する者は，願書に研究事項及び期間を記載し，履歴書及び検定料を添え，所定の期日までに当該研究科長に提出しなければならない。ただし，協定留学生については，検定料の納入を要しない。

（入学料）

第 60 条　大学院研究生として入学する者は，所定の期日までに入学料を納入しなければならない。ただし，協定留学生については，入学料の納入を要しない。

2　前項の入学料については，免除及び徴収猶予を行わない。

（授業料）

第 61 条　大学院研究生は，前期(4 月から 9 月まで)及び後期(10 月から翌年 3 月まで)の 2 期の区分ごとに，それぞれの期における在学予定期間に相当する授業料の額を当該期間における当初の月に納入しなければならない。ただし，協定留学生については，授業料の納入を要しない。

2　前項の授業料については，免除及び徴収猶予を行わない。

（除籍）

第 61 条の 2　大学院研究生の除籍については，第 51 条の 2 の規定を準用する。この場合において，同条中「大学院特別聴講学生」とあるのは「大学院研究生」と読み替えるものとする。

（研究費）

第 62 条　研究に要する費用は，特に定めるもののほか，大学院研究生の負担とする。

（その他）

第 63 条　本節に規定するもののほか，大学院研究生に関することは，研究科において定める。ただし，大学院研究生の定員，入学資格，選考方法等を定めるに際しては，教育研究評議会の議を経るものとする。

第 5 節　検定料，入学料及び授業料の額

第 64 条　第 59 条の検定料，第 60 条第 1 項の入学料並びに第 51 条第 1 項，第 55 条第 1 項及び第 61 条第 1 項の授業料の額は，それぞれ料金規程に定める額とする。

第 10 章　外国人留学生

第 65 条　外国人で大学において教育を受ける目的をもって入国し，本学大学院に入学を志願する者があるときは，外国人留学生として入学を許可することができる。

2　外国人留学生の入学許可については，第 16 条に規定する保証書の提出を要しない。

3　外国人留学生は，学生定員の枠外とすることができる。

4　前 3 項に規定するもののほか，外国人留学生の入学その他に関し必要な事項は，別に定める。

第 11 章　国際連携専攻

（国際連携専攻の入学及び進学）

第 66 条　国際連携専攻における入学及び進学の出願手続については，第 14 条の規定にかかわらず，国際連携専攻を設ける研究科と当該研究科と連携して教育研究を実施する外国の大学院（以下「連携外国大学院」という。）との協議の上，別に定める。

2　国際連携専攻における入学又は進学試験に関することは，第 15 条の規定にかかわらず，国際連携専攻を設ける研究科と連携外国大学院との協議の上，別に定める。

（国際連携教育課程）

第 67 条　国際連携専攻における，連携外国大学院と連携した教育課程（以下「国際連携教育課程」という。）に関することは，研究科規程で定める。

（共同開設科目）

第 68 条　国際連携専攻において，連携外国大学院と共同して開設した授業科目（以下「共同開設科目」という。）に関することは，研究科規程で定める。

2　国際連携専攻の学生が共同開設科目の履修により修得した単位は，5 単位を超えない範囲で，研究科又は連携外国大学院のいずれかにおいて修得した単位とすることができる。ただし，連携外国大学院において修得した単位数が，第 70 条第 1 項及び第 2 項の規定により連携外国大学院において修得することとされている単位数に満たない場合は，共同開設科目の履修により修得した単位を連携外国大学院において修得した単位とすることはできない。

（国際連携教育課程に係る単位の認定等）

第 69 条　国際連携専攻を設ける研究科は，学生が連携外国大学院において履修した国際連携教育課程に係る授業科目について修得した単位を，当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

2　国際連携専攻を設ける研究科は，学生が連携外国大学院において受けた国際連携教育課程に係る研究指導を，当該国際連携教育課程に係るものとみなすものとする。

（国際連携専攻に係る修了要件）

第 70 条　国際連携専攻である博士課程及び医学博士課程の修了の要件（第 32 条第 3 項本文に規定する場合を除く。）は，第 32 条（第 3 項を除く。）及び第 33 条に，それぞれ定めるもののほか，国際連携専攻を設ける研究科において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により 15 単位以上を修得するとともに，それぞれの連携外国大学院

において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により 10 単位以上を修得するものとする。

2　前項により国際連携専攻を設ける研究科及びそれぞれの連携外国大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には，第 20 条の 2，第 22 条第 3 項及び第 24 条の 2 第 2 項の規定により修得したものとして認定することができる単位を含まないものとする。

（国際連携専攻学生の除籍及び懲戒）

第 71 条　国際連携専攻の学生の除籍及び懲戒については，第 36 条及び第 37 条の規定によるもののほか，国際連携専攻を設ける研究科と連携外国大学院との協議の上，別に定めることができる。

（国際連携専攻学生の授業料等）

第 72 条　国際連携専攻の学生のうち，連携外国大学院を主として入学する学生の本学における検定料，入学料及び授業料については，第 38 条，第 40 条及び第 41 条の規定にかかわらずその全額を免除するものとする。

（その他）

第 73 条　本則に定めるもののほか，国際連携専攻に係る次の各号に掲げる事項については，当該専攻を設ける研究科と連携外国大学院との協議の上，別に定める。

一　教育課程の編成に関する事項

二　教育組織の編成に関する事項

三　入学者の選抜及び学位の授与に関する事項

四　学生の在籍の管理及び安全に関する事項

五　学生の奨学及び厚生補導に関する事項

六　教育研究活動等の状況の評価に関する事項

七　その他国際連携専攻に関する事項

附　則

1　この通則は，平成 16 年 4 月 1 日から施行する。ただし，平成 15 年度以前に入学した者については，この規程の施行前の名古屋大学大学院通則を適用する。

2　第 48 条第 1 号の規定は，平成 16 年度入学試験から適用する。

3　文学研究科，理学研究科，工学研究科，人間情報学研究科，多元数理科学研究科及び情報科学研究科の後期課程に係る収容定員は，平成 16 年度においては，別表にかかわらず，次のとおりとする。

文学研究科後期課程　収容定員 86 名

理学研究科後期課程　収容定員 217 名

工学研究科後期課程　収容定員 509 名

人間情報学研究科後期課程　収容定員 39 名

多元数理科学研究科後期課程　収容定員 95 名

情報科学研究科後期課程　収容定員 96 名

4　法学研究科の前期課程に係る収容定員は，別表にかかわらず，次のとおりとする。

法学研究科前期課程　平成 16 年度　収容定員 95 名

5　法学研究科及び医学系研究科の後期課程に係る収容定員は，別表にかかわらず，次のとおりと

する。

法学研究科後期課程　平成 16 年度　収容定員 79 名　平成 17 年度　収容定員 65 名

医学系研究科後期課程　平成 16 年度　収容定員 17 名　平成 17 年度　収容定員 34 名

6　法科大学院の専門職学位課程に係る収容定員は，別表にかかわらず，次のとおりとする。

法科大学院専門職学位課程　平成 16 年度　収容定員 80 名　平成 17 年度　収容定員 160 名

附　則(平成 17 年 2 月 21 日通則第 4 号)

この通則は，平成 17 年 2 月 21 日から施行し，改正後の第 51 条及び第 55 条の規定は，平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附　則(平成 17 年 4 月 25 日通則第 2 号)

この通則は，平成 17 年 4 月 25 日から施行し，平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附　則(平成 17 年 10 月 24 日通則第 4 号)

この通則は，平成 17 年 10 月 24 日から施行する。

附　則(平成 18 年 2 月 27 日通則第 6 号)

この通則は，平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(平成 18 年 3 月 13 日通則第 8 号)

1　この通則は，平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

2　工学研究科の前期課程に係る収容定員は，平成 18 年度においては，改正後の別表の規定にかかわらず，945 人とする。

3　工学研究科の後期課程に係る収容定員は，改正後の別表の規定にかかわらず，次のとおりとする。

平成 18 年度　479 人　平成 19 年度　457 人

附　則(平成 19 年 2 月 26 日通則第 2 号)

1　この通則は，平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
2　前項の規定にかかわらず，改正後の第 33 条の 2 第 1 項の規定は，平成 18 年 5 月 24 日から適用する。ただし，法科大学院に平成 17 年度以前に入学した者については，なお従前の例による。

附　則(平成 19 年 12 月 25 日通則第 1 号)

この通則は，平成 19 年 12 月 26 日から施行する。

附　則(平成 20 年 3 月 10 日通則第 3 号)

1　この通則は，平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
2　教育発達科学研究科の後期課程に係る収容定員は，改正後の別表の規定にかかわらず，次のとおりとする。

平成 20 年度　85 人　平成 21 年度　89 人

附　則(平成 21 年 3 月 23 日通則第 2 号)

1　この通則は，平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
2　情報科学研究科の前期課程に係る収容定員は，平成 21 年度においては，改正後の別表の規定にかかわらず，232 人とする。
3　情報科学研究科の後期課程に係る収容定員は，改正後の別表の規定にかかわらず，次のとおりとする。

平成 21 年度　131 人　平成 22 年度　118 人

附　則(平成 22 年 3 月 2 日通則第 3 号)

1　この通則は，平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
2　法科大学院の専門職学位課程に係る収容定員は，改正後の別表の規定にかかわらず，次のとおりとする。

平成 22 年度　230 人　　平成 23 年度　220 人

3　理学研究科及び生命農学研究科の前期課程に係る収容定員は，平成 22 年度においては，改正後の別表の規定にかかわらず，次のとおりとする。

理学研究科　329 人

生命農学研究科　266 人

4　生命農学研究科の後期課程に係る収容定員は，改正後の別表の規定にかかわらず，次のとおりとする。

平成 22 年度　159 人　　平成 23 年度　147 人

附　則(平成 23 年 3 月 1 日通則第 2 号)

1　この通則は，平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

2　改正後の第 33 条の 2 の規定は，法科大学院に平成 23 年度に入学した者から適用し，平成 22 年度以前に入学した者については，なお従前の例による。

附　則(平成 23 年 7 月 19 日通則第 1 号)

この通則は，平成 23 年 7 月 19 日から施行し，平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附　則(平成 24 年 3 月 21 日通則第 3 号)

1　この通則は，平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

2　理学研究科，工学研究科及び生命農学研究科の前期課程並びに創薬科学研究科の課程に係る収容定員は，平成 24 年度においては，改正後の別表の規定にかかわらず，次のとおりとする。

理学研究科　346 人

工学研究科　995 人

生命農学研究科　284 人

創薬科学研究科　27 人

附　則(平成 24 年 10 月 16 日通則第 2 号)

この通則は，平成 24 年 10 月 16 日から施行し，平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附　則(平成 25 年 3 月 29 日通則第 3 号)

この通則は，平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(平成 26 年 3 月 4 日通則第 1 号)

1　この通則は，平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

2　理学研究科，工学研究科，生命農学研究科及び創薬科学研究科の後期課程に係る収容定員は，平成 26 年度及び第 27 年度においては，改正後の別表の規定にかかわらず，次のとおりとする。

研究科	平成 26 年度	平成 27 年度
理学研究科	218 人	217 人
工学研究科	433 人	431 人
生命農学研究科	132 人	129 人
創薬科学研究科	10 人	20 人

附　則(平成 27 年 3 月 3 日規程第 63 号)

この規程は，平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(平成 27 年 9 月 15 日通則第 1 号)

この通則は，平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附　則(平成 28 年 3 月 1 日通則第 2 号)

1　この通則は，平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

2　法科大学院の専門職学位課程に係る収容定員は，改正後の別表の規定にかかわらず，次のとおりとする。

平成 28 年度 190 人　　平成 29 年度　170 人

附　則(平成 28 年 6 月 21 日通則第 2 号)

この通則は，平成 28 年 6 月 21 日から施行し，平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附　則(平成 28 年 9 月 13 日通則第 3 号)

この規程は，平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附　則(平成 29 年 2 月 21 日通則第 4 号)

1　この通則は，平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

2　文学研究科，国際言語文化研究科及び情報科学研究科並びにこの通則による改正前の工学研究科の専攻及び国際開発研究科国際コミュニケーション専攻は，改正後の第 2 条の規定にかかわらず，平成 29 年 3 月 31 日に当該研究科及び専攻に在籍する者が当該研究科及び専攻に在籍しなくなる日までの間，存続するものとする。

3　人文学研究科，情報学研究科，工学研究科，環境学研究科及び創薬科学研究科の前期課程において，次の表に掲げる専攻の収容定員は，平成 29 年度においては，改正後の別表の規定にかかわらず，次のとおりとする。

研究科	専攻	収容定員
人文学研究科	人文学専攻	104 人
情報学研究科	数理情報学専攻	14 人
	複雑系科学専攻	36 人
	社会情報学専攻	18 人
	心理・認知科学専攻	15 人
	情報システム学専攻	32 人
	知能システム学専攻	29 人
工学研究科	有機・高分子化学専攻	34 人
	応用物質化学専攻	34 人
	生命分子工学専攻	28 人
	応用物理学専攻	39 人
	物質科学専攻	39 人
	材料デザイン工学専攻	34 人
	物質プロセス工学専攻	35 人
	化学システム工学専攻	34 人
	電気工学専攻	34 人
	電子工学専攻	47 人

	情報・通信工学専攻	33 人
	機械システム工学専攻	66 人
	マイクロ・ナノ機械理工学専攻	36 人
	航空宇宙工学専攻	38 人
	エネルギー理工学専攻	18 人
	総合エネルギー工学専攻	18 人
	土木工学専攻	36 人
環境学研究科	地球環境科学専攻	107 人
	社会環境学専攻	63 人
創薬科学研究科	基盤創薬学専攻	59 人

4　情報学研究科，工学研究科，国際開発研究科及び環境学研究科の前期課程に係る収容定員の計は，平成 29 年度においては，改正後の別表の規定にかかわらず，次のとおりとする。

研究科	収容定員
情報学研究科	144 人
工学研究科	1,098 人
国際開発研究科	108 人
環境学研究科	264 人

5　人文学研究科，情報学研究科，理学研究科，工学研究科及び環境学研究科の後期課程並びに医学系研究科医学博士課程において，次の表に掲げる専攻の収容定員は，平成 29 年度及び平成 30 年度（理学研究科名古屋大学・エディンバラ大学国際連携理学専攻及び医学系研究科名古屋大学・アデレード大学国際連携総合医学専攻を除く。）においては，改正後の別表の規定にかかわらず，次のとおりとする。

研究科	専攻	収容定員	
		平成 29 年度	平成 30 年度
人文学研究科	人文学専攻	61 人	122 人
情報学研究科	数理情報学専攻	4 人	8 人
	複雑系科学専攻	8 人	16 人
	社会情報学専攻	5 人	10 人
	心理・認知科学専攻	7 人	14 人
	情報システム学専攻	9 人	18 人
	知能システム学専攻	10 人	20 人
理学研究科	物質理学専攻	68 人	67 人
	生命理学専攻	56 人	55 人
	名古屋大学・エディンバラ大学国際連携理学専攻	4 人	―
医学系研究科	名古屋大学・アデレード大学国際連携総合医学専攻	12 人	―
工学研究科	有機・高分子化学専攻	8 人	16 人

	応用物質化学専攻	8 人	16 人
	生命分子工学専攻	6 人	12 人
	応用物理学専攻	9 人	18 人
	物質科学専攻	9 人	18 人
	材料デザイン工学専攻	8 人	16 人
	物質プロセス工学専攻	9 人	18 人
	化学システム工学専攻	8 人	16 人
	電気工学専攻	9 人	18 人
	電子工学専攻	13 人	26 人
	情報・通信工学専攻	8 人	16 人
	機械システム工学専攻	14 人	28 人
	マイクロ・ナノ機械理工学専攻	8 人	16 人
	航空宇宙工学専攻	8 人	16 人
	エネルギー理工学専攻	5 人	10 人
	総合エネルギー工学専攻	4 人	8 人
	土木工学専攻	9 人	18 人
環境学研究科	地球環境科学専攻	74 人	73 人
	社会環境学専攻	49 人	44 人

6　情報学研究科，国際開発研究科及び環境学研究科の後期課程に係る収容定員の計は，平成 29 年度及び平成 30 年度においては，改正後の別表の規定にかかわらず，次のとおりとする。

研究科	収容定員	
	平成 29 年度	平成 30 年度
情報学研究科	43 人	86 人
国際開発研究科	86 人	76 人
環境学研究科	186 人	180 人

7　医学系研究科医学博士課程において，次の表に掲げる専攻の収容定員は，平成 29 年度から平成 31 年度までにおいては，改正後の別表の規定にかかわらず，次のとおりとする。

研究科	専攻	収容定員		
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
医学系研究科	総合医学専攻	628 人	620 人	616 人
	名古屋大学・ルンド大学国際連携総合医学専攻	4 人	8 人	12 人

附　則

1　この通則は，平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

2　この通則による改正前の生命農学研究科の専攻及び国際開発研究科の専攻は，改正後の第 2 条の規定にかかわらず，平成 30 年 3 月 31 日に当該専攻に在籍する者が当該専攻に在籍しなくなる日までの間，存続するものとする。

3　生命農学研究科及び国際開発研究科の前期課程において，次の表に掲げる専攻の収容定員は，平成 30 年度においては，改正後の別表の規定にかかわらず，次のとおりとする。

研究科	専攻	収容定員
生命農学研究科	森林・環境資源科学専攻	27 人
	植物生産科学専攻	30 人
	動物科学専攻	28 人
	応用生命科学専攻	66 人
国際開発研究科	国際開発協力専攻	44 人

4　生命農学研究科及び国際開発研究科の後期課程において，次の表に掲げる専攻の収容定員は，平成 30 年度及び平成 31 年度においては，改正後の別表の規定にかかわらず，次のとおりとする。

研究科	専攻	収容定員	
		平成 30 年度	平成 31 年度
生命農学研究科	森林・環境資源科学専攻	7 人	14 人
	植物生産科学専攻	9 人	18 人
	動物科学専攻	7 人	14 人
	応用生命科学専攻	17 人	34 人
	名古屋大学・カセサート大学国際連携生命農学専攻	2 人	4 人
国際開発研究科	国際開発協力専攻	22 人	44 人

別表（第 4 条関係）

研究科	専攻等	入学定員			収容定員		
		前期課程（修士課程）	後期課程（医学博士課程）	専門職学位課程	前期課程（修士課程）	後期課程（医学博士課程）	専門職学位課程
人文学研究科	人文学専攻	104	61	－	208	183	－
教育発達科学研究科	教育科学専攻	32	16	－	64	48	－
	心理発達科学専攻	22	15	－	44	45	－
	計	54	31	－	108	93	－
法学研究科	総合法政専攻	35	17	－	70	51	－
	実務法曹養成専攻	－	－	50	－	－	150
経済学研究科	社会経済システム専	30	15	－	60	45	－
	産業経営システム専	14	7	－	28	21	－
	計	44	22	－	88	66	－
情報学研究科	数理情報学専攻	14	4	－	28	12	－
	複雑系科学専攻	36	8	－	72	24	－
	社会情報学専攻	18	5	－	36	15	－

	心理・認知科学専攻	15	7	－	30	21	－
	情報システム学専攻	32	9	－	64	27	－
	知能システム学専攻	29	10	－	58	30	－
	計	144	43	－	288	129	－
理学研究科	素粒子宇宙物理学専	66	30	－	132	90	－
	物質理学専攻	63	22	－	126	66	－
	生命理学専攻	42	18	－	84	54	－
	名古屋大学・エディンバラ大学国際連携理学専攻	－	2	－	－	6	－
	計	171	72	－	342	216	－
医学系研究科	医科学専攻	20 〈10〉	－	－	50	－	－
	総合医学専攻	－	153	－	－	612	－
	名古屋大学・アデレード大学国際連携総合医学専攻	－	4	－	－	16	－
	名古屋大学・ルンド大学国際連携総合医学専攻	－	4	－	－	16	－
	看護学専攻	18	6	－	36	18	－
	医療技術学専攻	20	7	－	40	21	－
	リハビリテーション療法学専攻	10	4	－	20	12	－
	計	78	178	－	146	695	－
工学研究科	有機・高分子化学専	34	8	－	68	24	－
	応用物質化学専攻	34	8	－	68	24	－
	生命分子工学専攻	28	6	－	56	18	－
	応用物理学専攻	39	9	－	78	27	－
	物質科学専攻	39	9	－	78	27	－
	材料デザイン工学専	34	8	－	68	24	－
	物質プロセス工学専	35	9	－	70	27	－
	化学システム工学専	34	8	－	68	24	－
	電気工学専攻	34	9	－	68	27	－
	電子工学専攻	47	13	－	94	39	－
	情報・通信工学専攻	33	8	－	66	24	－
	機械システム工学専	66	14	－	132	42	－
	マイクロ・ナノ機械理工学専攻	36	8	－	72	24	－
	航空宇宙工学専攻	38	8	－	76	24	－
	エネルギー理工学専	18	5	－	36	15	－
	総合エネルギー工学専攻	18	4	－	36	12	－
	土木工学専攻	36	9	－	72	27	－
	計	603	143	－	1,20	429	－
生命農学研究科	森林・環境資源科学専攻	27	7	－	54	21	－
	植物生産科学専攻	30	9	－	60	27	－

	動物科学専攻	28	7	－	56	21	
	応用生命科学専攻	66	17	－	132	51	－
	名古屋大学・カセサート大学国際連携生命農学専攻	－	2	－	－	6	－
	計	151	42	－	302	126	－
国際開発研究	国際開発協力専攻	44	22	－	88	66	－
多元数理科学研究科	多元数理科学専攻	47	30	－	94	90	－
環境学研究科	地球環境科学専攻	53	24	－	106	72	－
	都市環境学専攻	47	21	－	94	63	－
	社会環境学専攻	27	13	－	54	39	－
	計	127	58	－	254	174	－
創薬科学研究	基盤創薬学専攻	32	10	－	64	30	－

備考　医学系研究科医科学専攻欄の〈　〉内は，修業年限１年のコースの定員を外数で示す。

名古屋大学大学院通則の一部を改正する通則(案)新旧対照

現　行　条　文	改　正(案)条　文
目次	(同左)
第1章～第11章　(省略)	第1章～第11章　(省略)
附則	(同左)
第1章　総則	第1章　(同左)
(目的)	(同左)
第1条　本学大学院は,学術の理論及び応用を教授研究し,その深奥を究め,高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことにより,文化の進展に寄与するとともに,学術の研究者,高度の専門技術者及び教授者を養成することを目的とする。	第1条　(同左)
2　本学大学院は,前項の目的を踏まえて,本学大学院及び研究科において,次の各号に掲げる方針を定め,公表するものとする。	2　(同左)
一　修了認定及び学位授与に関する方針	
二　教育課程の編成及び実施に関する方針	
三　入学者の受入れに関する方針	
(研究科及び専攻)	(同左)
第2条　研究科及び専攻は,次のとおりとする。	第2条　(同左)
研究科　専攻	(同左)
(省略)	(省略)
工学研究科　有機・高分子化学,応用物質化学,生命分子工学,応用物理学,物質科学,材料デザイン工学,物質プロセス工学,化学システム工学,電気工学,電子工学,情報・通信工学,機械システム工学,マイクロ・ナノ機械理工学,航空宇宙工学,エネルギー理工学,総合エネルギー工学,土木工学	(同左)
生命農学研究科　生物圏資源学,生物機構・機能科学,応用分子生命科学,生命技術科学	(同左)　森林・環境資源科学,植物生産科学,動物科学,応用生命科学,名古屋大学・カセサート大学国際連携生命農学
国際開発研究科　国際開発,国際協力	(同左)　国際開発協力
(省略)	(省略)
2　前項の理学研究科名古屋大学・エディンバラ大学国際連携理学専攻並びに医学系研究科名古屋大学・アデレード大学国際連携総合医学専攻及び名古屋大学・ルンド大学国際連携総合医学専攻は,大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第35条に定める国際連携専攻(以下「国際連携専攻」という。)とする。	2　前項の理学研究科名古屋大学・エディンバラ大学国際連携理学専攻並びに医学系研究科名古屋大学・アデレード大学国際連携総合医学専攻及び名古屋大学・ルンド大学国際連携総合医学専攻並びに名古屋大学・カセサート大学国際連携生命農学専攻は,大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第35条に定める国際連携専攻(以下「国際連携専攻」という。)とする。
(省略)	(省略)
(収容定員)	(同左)
第4条　大学院の収容定員は,別表のとおりとす	第4条　(同左)

る。

(省略)

別表(第4条関係)

研究科	専攻等	入学定員			収容定員		
		前期課程(修士課程)	後期課程(医学博士課程)	専門職学位課程	前期課程(修士課程)	後期課程(医学博士課程)	専門職学位課程
(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)
生命農学研究科	生物圏資源学専攻	35	10	－	70	30	－
	生物機構・機能科学専攻	37	11	－	74	33	－
	応用分子生命科学専攻	39	12	－	78	36	－
	生命技術科学専攻	28	9	－	56	27	－
	計	139	42	－	278	126	－
国際開発研究科	国際開発専攻	22	11	－	44	33	－
	国際協力専攻	22	11	－	44	33	－
	計	44	22	－	88	66	－
(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)

備考　(省略)

(省略)

(同左)

(同左)	(同左)	(同左)			(同左)		
		(同左)	(同左)	(同左)	(同左)	(同左)	(同左)
(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)
(同左)	森林・環境資源科学専攻	27	7	－	54	21	－
	植物生産科学専攻	30	9	－	60	27	－
	動物科学専攻	28	7	－	56	21	－
	応用生命科学専攻	66	17	－	132	51	－
	名古屋大学・カセサート大学国際連携生命農学専攻	－	2	－	－	6	－
	計	151	42	－	302	126	－
(同左)	国際開発協力専攻	44	22	－	88	66	－
(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)

備考　(省略)

附　則

1　この通則は，平成30年4月1日から施行する。

2　この通則による改正前の生命農学研究科の専攻及び国際開発研究科の専攻は，改正後の第2条の規定にかかわらず，平成30年3月31日に当該専攻に在籍する者が当該専攻に在籍しなくなる日までの間，存続するものとする。

3　生命農学研究科及び国際開発研究科の前期課程において，次の表に掲げる専攻の収容定員は，平成30年度においては，改正後の別表の規定にかかわらず，次のとおりとする。

研究科	専攻	収容定員
生命農学研究科	森林・環境資源科学専攻	27人
	植物生産科学専攻	30人
	動物科学専攻	28人
	応用生命科学専攻	66人
国際開発研究科	国際開発協力専攻	44人

4　生命農学研究科及び国際開発研究科の後期課程において，次の表に掲げる専攻の収容定員は，平成30年度及び平成31年度においては，改正後の別表の規定にかかわらず，次のとおりとする。

研究科	専攻	収容定員	
		平成30年度	平成31年度
生命農学研究科	森林・環境資源科学専攻	7人	14人
	植物生産科学専攻	9人	18人
	動物科学専攻	7人	14人
	応用生命科学専攻	17人	34人
	名古屋大学・カセサート大学国際連携生命農学専攻	2人	4人
国際開発研究科	国際開発協力専攻	22人	44人

名古屋大学教育研究組織規程（案）

（平成 16 年 4 月 1 日規程第 1 号）

改正　平成 16 年 4 月 26 日規程第 258 号　平成 16 年 9 月 27 日規程第 294 号　平成 17 年 2 月 21 日規程第 315 号
平成 17 年 3 月 22 日規程第 383 号　平成 17 年 7 月 25 日規程第 17 号　平成 18 年 3 月 22 日規程第 103 号
平成 18 年 7 月 10 日規程第 16 号　平成 19 年 1 月 16 日規程第 57 号　平成 19 年 3 月 28 日規程第 107 号
平成 19 年 6 月 18 日規程第 23 号　平成 20 年 3 月 31 日規程第 117 号　平成 20 年 9 月 8 日規程第 18 号
平成 21 年 2 月 2 日規程第 35 号　平成 21 年 3 月 30 日規程第 92 号　平成 21 年 9 月 18 日規程第 18 号
平成 22 年 3 月 16 日規程第 74 号　平成 23 年 3 月 30 日規程第 90 号　平成 23 年 6 月 29 日規程第 18 号
平成 23 年 12 月 7 日規程第 50 号　平成 24 年 3 月 29 日規程第 105 号　平成 25 年 3 月 19 日規程第 77 号
平成 25 年 8 月 8 日規程第 25 号　平成 25 年 9 月 17 日規程第 42 号　平成 25 年 11 月 27 日規程第 59 号
平成 25 年 12 月 27 日規程第 67 号　平成 26 年 3 月 18 日規程第 99 号　平成 26 年 7 月 30 日規程第 17 号
平成 27 年 3 月 31 日規程第 108 号　平成 27 年 5 月 7 日規程第 6 号　平成 27 年 6 月 22 日規程第 15 号
平成 27 年 9 月 30 日規程第 68 号　平成 28 年 3 月 15 日規程第 150 号　平成 28 年 3 月 31 日規程第 157 号
平成 28 年 9 月 13 日規程第 35 号　平成 29 年 2 月 21 日規程第 99 号　平成 29 年 3 月 21 日規程第 130 号

（趣旨）

第 1 条　名古屋大学（以下「本学」という。）の教育研究組織に関し必要な事項は，この規程の定めるところによる。

（学部及び学科）

第 2 条　本学に置く学部及びその学部に置く学科は，別表第 1 のとおりとする。

2　学部に学部長を置き，本学の専任教授をもって充てる。

3　学部長を補佐するため，副学部長を置くことができる。

4　学科に，学科長を置く。

（研究科及び専攻）

第 3 条　本学の大学院に置く研究科及びその研究科に置く専攻は，別表第 2 のとおりとする。

2　研究科に研究科長を置き，本学の専任教授をもって充てる。

3　研究科長を補佐するため，副研究科長を置くことができる。

4　専攻に，専攻長を置く。

5　各研究科は，別表第 3 のとおり学部の教育の実施に協力するものとする。

（教養教育院）

第 4 条　本学に，全学教育を実施する組織として，教養教育院を置く。

2　教養教育院に院長を置き，本学の理事又は専任教授をもって充てる。

3　院長を補佐するため，副院長を置くことができる。

4　教養教育院に教養教育推進室を置き，室長は院長をもって充てる。

（アジアサテライトキャンパス学院）

第 4 条の 2　本学に，「アジア諸国の国家中枢人材養成プログラム」の実施を統括するとともに，名古屋大学の教育研究活動に貢献する組織として，アジアサテライトキャンパス学院を置く。

2　アジアサテライトキャンパス学院に学院長を置き，総長が指名した者をもって充てる。

（高等研究院）

第 5 条　本学に，研究に専念する組織として，高等研究院を置く。

2　高等研究院に院長を置き，本学の理事又は専任教授をもって充てる。
3　院長を補佐するため，副院長を置くことができる。
第5条の2　本学に，高等研究院に関連する，研究に専念する組織として，トランスフォーマティブ生命分子研究所（以下「研究所」という。）を置く。
2　研究所に所長を置き，本学の大学教員をもって充てる。
3　所長を補佐するため，副所長を置くことができる。
（附置研究所）
第6条　本学に，附置研究所として環境医学研究所，未来材料・システム研究所及び宇宙地球環境研究所を置く。
2　前項の附置研究所のうち未来材料・システム研究所及び宇宙地球環境研究所は，共同利用・共同研究拠点に供するものとする。
3　附置研究所に所長を置き，本学の専任教授をもって充てる。
4　所長を補佐するため，副所長を置くことができる。
（附属図書館）
第7条　本学に，附属図書館を置く。
2　前項の附属図書館に館長を置き，本学の専任教授をもって充てる。
3　附属図書館に医学部分館を置き，分館長は本学の専任教授をもって充てる。
4　附属図書館に研究開発室を置き，室長は館長をもって充てる。
（医学部附属病院）
第8条　医学部に，附属病院を置く。
2　附属病院に，病院長を置く。
3　病院長を補佐するため，副病院長を置く。
（附属施設等）
第9条　教育学部に，附属の中学校及び高等学校（以下「附属学校」という。）を置く。
2　附属学校に校長を置き，教育学部の教授をもって充てる。
3　本学の研究科及び附置研究所に，別表第4のとおり附属の教育施設又は研究施設を置く。
4　前項の研究科及び附置研究所に附属の教育施設又は研究施設のうち理学研究科附属臨海実験所は，教育関係共同利用拠点に供するものとする。
5　第3項の施設に施設の長を置き，当該研究科又は附置研究所の大学教員をもって充てる。
6　本学の研究科，附置研究所その他の教育研究組織に産学協同研究センターを設けることができる。
（学内共同教育研究施設等）
第10条　本学に，本学の教員その他の者が共同して教育若しくは研究を行う施設又は教育若しくは研究のため共用する施設として，次の施設を置く。
一　アイソトープ総合センター
二　遺伝子実験施設
三　物質科学国際研究センター
四　高等教育研究センター
五　農学国際教育協力研究センター
六　博物館

七　心の発達支援研究実践センター
八　法政国際教育協力研究センター
九　生物機能開発利用研究センター
十　シンクロトロン光研究センター
十一　基礎理論研究センター
十二　現象解析研究センター
十三　減災連携研究センター
十四　細胞生理学研究センター
十五　脳とこころの研究センター
十六　ナショナルコンポジットセンター
十七　予防早期医療創成センター
十八　男女共同参画センター

2　本学に，教育研究又は管理運営を全学共通に支援する施設として，学生相談総合センターを置く。

3　第1項及び前項の施設に，施設の長を置き，本学の専任教授をもって充てる。ただし，学生相談総合センターにあっては，本学の理事若しくは副総長又は専任教授をもって充てる。

（情報基盤センター）

第11条　本学に，研究，教育等に係る情報化の基盤となる設備等の整備及び提供その他必要な専門的業務を行う共同利用・共同研究拠点として，情報基盤センターを置く。

2　前項のセンターにセンター長を置き，本学の専任教授をもって充てる。

（総合保健体育科学センター）

第12条　本学に，保健及び体育に関する教育研究並びに保健管理及び体育指導に関する専門的業務を行う施設として，総合保健体育科学センターを置く。

2　前項のセンターにセンター長を置き，本学の専任教授をもって充てる。

（未来社会創造機構）

第13条　本学に，未来社会の創造につながるイノベーション創出を担う機構として，未来社会創造機構を置く。

2　前項の機構に機構長を置き，総長が指名した者をもって充てる。

3　第1項の機構にモビリティ領域及び社会イノベーションデザイン学センターを置く。

（アジア共創教育研究機構）

第14条　本学に，アジア諸国をはじめとする国際社会における課題解決への貢献及び学術的研究の展開を担う機構として，アジア共創教育研究機構を置く。

2　前項の機構に機構長を置き，総長が指名した者をもって充てる。

（素粒子宇宙起源研究機構）

第15条　本学に，素粒子の起源を明らかにし，現代物理学の最先端を担う機構として，素粒子宇宙起源研究機構を置く。

2　前項の機構は，基礎理論研究センター及び現象解析研究センターをもって構成する。

3　第1項の機構に機構長を置き，総長が指名した者をもって充てる。

（雑則）

第16条　第2条から前条までに規定する教育研究組織に関し必要な事項は，別に定める。

附　則

1　この規程は，平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2　大学院人間情報学研究科は，第 3 条第 1 項の規定にかかわらず，平成 15 年 3 月 31 日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。

附　則（平成 16 年 4 月 26 日規程第 258 号）

この規程は，平成 16 年 5 月 1 日から施行する。

附　則（平成 16 年 9 月 27 日規程第 294 号）

この規程は，平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

附　則（平成 17 年 2 月 21 日規程第 315 号）

この規程は，平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 17 年 3 月 22 日規程第 383 号）

この規程は，平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 17 年 7 月 25 日規程第 17 号）

この規程は，平成 17 年 7 月 25 日から施行する。

附　則（平成 18 年 3 月 22 日規程第 103 号）

この規程は，平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 18 年 7 月 10 日規程第 16 号）

この規程は，平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附　則（平成 19 年 1 月 16 日規程第 57 号）

この規程は，平成 19 年 2 月 1 日から施行する。

附　則（平成 19 年 3 月 28 日規程第 107 号）

この規程は，平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 19 年 6 月 18 日規程第 23 号）

この規程は，平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

附　則（平成 20 年 3 月 31 日規程第 117 号）

この規程は，平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 20 年 9 月 8 日規程第 18 号）

この規程は，平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附　則（平成 21 年 2 月 2 日規程第 35 号）

この規程は，平成 21 年 2 月 2 日から施行し，平成 21 年 2 月 1 日から適用する。

附　則（平成 21 年 3 月 30 日規程第 92 号）
この規程は，平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 21 年 9 月 18 日規程第 18 号）
この規程は，平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附　則（平成 22 年 3 月 16 日規程第 74 号）
この規程は，平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 23 年 3 月 30 日規程第 90 号）
この規程は，平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 23 年 6 月 29 日規程第 18 号）
この規程は，平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

附　則（平成 23 年 12 月 7 日規程第 50 号）
この規程は，平成 24 年 1 月 1 日から施行する。

附　則（平成 24 年 3 月 29 日規程第 105 号）
この規程は，平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 25 年 3 月 19 日規程第 77 号）
1　この規程は，平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
2　医学系研究科分子総合医学専攻，細胞情報医学専攻，機能構築医学専攻及び健康社会医学専攻は，第 3 条第 1 項の規定にかかわらず，平成 25 年 3 月 31 日にこれらの専攻に在学する者がこれらの専攻に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。

附　則（平成 25 年 8 月 8 日規程第 25 号）
この規程は，平成 25 年 8 月 8 日から施行し，平成 25 年 8 月 2 日から適用する。

附　則（平成 25 年 9 月 17 日規程第 42 号）
この規程は，平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附　則（平成 25 年 11 月 27 日規程第 59 号）
この規程は，平成 25 年 12 月 1 日から施行する。

附　則（平成 25 年 12 月 27 日規程第 67 号）
この規程は，平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

附　則（平成 26 年 3 月 18 日規程第 99 号）
この規程は，平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 26 年 7 月 30 日規程第 17 号）

この規程は，平成 26 年 8 月 1 日から施行する。

附　則（平成 27 年 3 月 31 日規程第 108 号）

この規程は，平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 27 年 5 月 7 日規程第 6 号）

この規程は，平成 27 年 5 月 7 日から施行し，平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附　則（平成 27 年 6 月 22 日規程第 15 号）

この規程は，平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附　則（平成 27 年 9 月 30 日規程第 68 号）

この規程は，平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附　則（平成 28 年 3 月 15 日規程第 150 号）

この規程は，平成 28 年 3 月 15 日から施行し，平成 28 年 3 月 1 日から適用する。

附　則（平成 28 年 3 月 31 日規程第 157 号）

この規程は，平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 28 年 9 月 13 日規程第 35 号）

この規程は，平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附　則（平成 29 年 2 月 21 日規程第 99 号）

1　この規程は，平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

2　情報文化学部並びに工学部化学・生物工学科，物理工学科，電気電子・情報工学科，機械・航空工学科及び環境土木・建築学科は，第 2 条第 1 項の規定にかかわらず，平成 29 年 3 月 31 日に当該学部及び学科に在学する者が当該学部及び学科に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。この場合において，情報学研究科及び環境学研究科は，情報文化学部が存続するまでの間，当該学部の教育の実施に協力するものとする。

3　文学研究科，工学研究科化学・生物工学専攻，マテリアル理工学専攻，電子情報システム専攻，機械理工学専攻，航空宇宙工学専攻，社会基盤工学専攻，結晶材料工学専攻，エネルギー理工学専攻，量子工学専攻，マイクロ・ナノシステム工学専攻，物質制御工学専攻及び計算理工学専攻，国際開発研究科国際コミュニケーション専攻，国際言語文化研究科並びに情報科学研究科は，第 3 条第 1 項の規定にかかわらず，平成 29 年 3 月 31 日に当該研究科及び専攻に在学する者が当該研究科及び専攻に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。

附　則（平成 29 年 3 月 21 日規程第 130 号）

この規程は，平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は，平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は，平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 2 条第 1 項関係）

学部	学科
文学部	人文学科
教育学部	人間発達科学科
法学部	法律・政治学科
経済学部	経済学科，経営学科
情報学部	自然情報学科，人間・社会情報学科，コンピュータ科学科
理学部	数理学科，物理学科，化学科，生命理学科，地球惑星科学科
医学部	医学科，保健学科
工学部	化学生命工学科，物理工学科，マテリアル工学科，電気電子情報工学科，機械・航空宇宙工学科，エネルギー理工学科，環境土木・建築学科
農学部	生物環境科学科，資源生物科学科，応用生命科学科

別表第 2（第 3 条第 1 項関係）

研究科	専攻
人文学研究科	人文学専攻
教育発達科学研究科	教育科学専攻，心理発達科学専攻
法学研究科	総合法政専攻，実務法曹養成専攻
経済学研究科	社会経済システム専攻，産業経営システム専攻
情報学研究科	数理情報学専攻，複雑系科学専攻，社会情報学専攻，心理・認知科学専攻，情報システム学専攻，知能システム学専攻
理学研究科	素粒子宇宙物理学専攻，物質理学専攻，生命理学専攻，名古屋大学・エディンバラ大学国際連携理学専攻
医学系研究科	医科学専攻，総合医学専攻，名古屋大学・アデレード大学国際連携総合医学専攻，名古屋大学・ルンド大学国際連携医学専攻，看護学専攻，医療技術学専攻，リハビリテーション療法学専攻
工学研究科	有機・高分子化学専攻，応用物質化学専攻，生命分子工学専攻，応用物理学専攻，物質科学専攻，材料デザイン工学専攻，物質プロセス工学専攻，化学システム工学専攻，電気工学専攻，電子工学専攻，情報・通信工学専攻，機械システム工学専攻，マイクロ・ナノ機械理工学専攻，航空宇宙工学専攻，エネルギー理工学専攻，総合エネルギー工学専攻，土木工学専攻
生命農学研究科	森林・環境資源科学専攻，植物生産科学専攻，動物科学専攻，応用生命科学専攻，名古屋大学・カセサート大学国際連携生命農学専攻
国際開発研究科	国際開発協力専攻

多元数理科学研究科	多元数理科学専攻
環境学研究科	地球環境科学専攻，都市環境学専攻，社会環境学専攻
創薬科学研究科	基盤創薬学専攻

別表第３（第３条第５項関係）

学部	協力研究科
文学部	人文学研究科，情報学研究科，環境学研究科
教育学部	教育発達科学研究科
法学部	法学研究科，環境学研究科
経済学部	経済学研究科，環境学研究科
情報学部	情報学研究科，環境学研究科
理学部	理学研究科，多元数理科学研究科，環境学研究科，創薬科学研究科
医学部	医学系研究科
工学部	工学研究科，情報学研究科，多元数理科学研究科，環境学研究科，創薬科学研究科
農学部	生命農学研究科，創薬科学研究科

別表第４（第９条第３項関係）

研究科及び附置研究所	附属の教育施設及び研究施設
人文学研究科	「アジアの中の日本文化」研究センター，人類文化遺産テクスト学研究センター
法学研究科	法情報研究センター
経済学研究科	国際経済政策研究センター
情報学研究科	組込みシステム研究センター，グローバルメディア研究センター，価値創造研究センター
理学研究科	臨海実験所，南半球宇宙観測研究センター，構造生物学研究センター，タウ・レプトン物理研究センター，ニューロサイエンス研究センター
医学系研究科	医学教育研究支援センター，神経疾患・腫瘍分子医学研究センター
工学研究科	プラズマナノ工学研究センター，材料バックキャストテクノロジー研究センター，計算科学連携教育研究センター，マイクロ・ナノメカトロニクス研究センター
生命農学研究科	フィールド科学教育研究センター，鳥類バイオサイエンス研究センター
環境学研究科	地震火山研究センター，持続的共発展教育研究センター
環境医学研究所	次世代創薬研究センター
未来材料・システム研究所	高度計測技術実践センター，未来エレクトロニクス集積研究センター
宇宙地球環境研究所	国際連携研究センター，統合データサイエンスセンター，飛翔体観測推進センター

名古屋大学教育研究組織規程の一部を改正する規程（案）新旧対照

現　行　条　文	改　正（案）条　文
（趣旨） 第1条　名古屋大学（以下「本学」という。）の教育研究組織に関し必要な事項は，この規程の定めるところによる。	（同左） 第1条　（同左）
（省略）	（省略）
（研究科及び専攻） 第3条　本学の大学院に置く研究科及びその研究科に置く専攻は，別表第2のとおりとする。	（同左） 第3条　（同左）
2～5　（省略）	2～5　（省略）
（省略）	（省略）
別表第2（第3条第1項関係）	（同左）

研究科	専攻
（省略）	（省略）
生命農学研究科	森林・環境資源科学専攻，植物生産科学専攻，動物科学専攻，応用生命科学専攻
（省略）	（省略）

（同左）	（同左）
（省略）	（省略）
（同左）	森林・環境資源科学専攻，植物生産科学専攻，動物科学専攻，応用生命科学専攻，名古屋大学・カセサート大学国際連携生命農学専攻
（省略）	（省略）

（省略）	（省略）

附　則

この規程は，平成30年4月1日から施行する。

○名古屋大学学位規程

（学位の種類）

第1条　名古屋大学（以下「本学」という。）において授与する学位は，学士，修士，博士及び専門職とする。

（学位の専攻分野等の名称）

第2条　名古屋大学通則(平成16年度通則第1号)第32条第1項の規定により卒業を認定された者に学士の学位を授与し，その学位記には，学部又は学科の区分に従い，次の専攻分野の名称を付記するものとする。

学部	学科名	学士
文学部		文学
教育学部		教育学
法学部		法学
経済学部		経済学
情報学部		情報学
理学部		理学
医学部	医学科	医学
	保健学科	看護学　保健学　リハビリテーション学
工学部		工学
農学部		農学

2　名古屋大学大学院通則(平成16年度通則第2号。以下「大学院通則」という。)第34条第1項の定めるところにより本学大学院の課程を修了した者に修士，博士又は専門職の学位を授与し，その学位記には，研究科の区分に従い，次の専攻分野の名称を付記するものとする。

研究科名	修士	博士	専門職
人文学研究科	文学	文学	
	歴史学	歴史学	
	学術	学術	
教育発達科学研究科	教育学	教育学	
	教育	教育	
	心理学	心理学	
	臨床心理学		
法学研究科	法学	法学	法務博士（専門職）
	比較法学	比較法学	
	現代法学	現代法学	
経済学研究科	経済学	経済学	
	経営管理学		
情報学研究科	情報学	情報学	
	学術	学術	
理学研究科	理学	理学	

医学系研究科	医科学	医学
	医療行政学	
	公衆衛生学	看護学
	看護学	医療技術学
	医療技術学	リハビリテーション療
	リハビリテーション療	法学
	法学	
工学研究科	工学	工学
生命農学研究科	農学	農学
国際開発研究科	国際開発学	国際開発学
多元数理科学研究科	数理学	数理学
環境学研究科	環境学	環境学
	社会学	社会学
	地理学	地理学
	法学	法学
	経済学	経済学
	理学	理学
	工学	工学
	建築学	建築学
創薬科学研究科	創薬科学	創薬科学

3　前2項に規定する専攻分野の名称の英文表記については，別に定める。

（学位授与の要件）

第3条　前条第2項に定めるもののほか，本学大学院研究科に論文を提出して，博士論文の審査及び試験に合格し，かつ，博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者にも博士の学位を授与することができる。

（課程による者の論文等の提出）

第4条　本学大学院の課程による論文（前期課程及び医学系研究科の修士課程にあっては特定の課題についての研究の成果を含む。）は，各研究科で定める授業科目を履修し，所定の単位を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，当該研究科長に提出するものとする。

（課程によらない者の学位授与の申請）

第5条　第3条により学位を得ようとする者は，論文に履歴書及び学位審査手数料を添え，学位の種類を指定した願書を当該研究科教授会又は当該研究科教授会が学位審査を委任している委員会等(以下「研究科教授会等」という。)の承認を得て，総長に提出するものとする。

（論文等）

第6条　主論文は1編とし，博士論文にあってはその要旨を添付して提出するものとする。この場合，必要により，参考論文を添付することができる。

2　特定の課題についての研究の成果は，各研究科で定めるところにより提出するものとする。

第 7 条　提出した論文（前期課程及び医学系研究科の修士課程にあっては特定の課題についての研究の成果を含む。）及び納入した審査手数料は，返納しない。

（学位審査委員会）

第 8 条　博士論文を受理したときは，研究科教授会等は，教授 2 名以上を含む審査委員を選出し，学位審査委員会を組織する。ただし，国際連携専攻における博士論文を受理したときは，当該国際連携専攻を設ける研究科と連携して教育研究を実施する外国の大学院（以下「連携外国大学院」という。）と協議の上，教授 2 名以上を含む審査委員を選出し，連携外国大学院の教授その他の者を加えて，連携外国大学院と合同の学位審査委員会を組織する。

2　修士論文若しくは特定の課題についての研究の成果を受理したとき，又は第 11 条に規定する博士論文研究基礎力審査を行うときは，研究科教授会等は，教授，准教授又は講師 2 名以上を含む審査委員を選出し，学位審査委員会を組織する。ただし，当該委員会の委員には少なくとも教授を 1 名含まなければならない。

3　前 2 項の場合において，必要あるときは，本学の他の研究科若しくは研究所，他の大学院若しくは研究所等又は外国の大学院若しくは研究所等の教授その他の者を学位審査委員会に委員として加えることができる。

4　学位審査委員会は，論文及び特定の課題についての研究の成果の審査並びに試験並びに第 11 条に規定する博士論文研究基礎力審査に関する事項を担当する。

（審査期間）

第 9 条　博士論文は，受理した後，1 年以内に審査を終了するものとする。ただし，特別の事情があるときは，研究科教授会等の議決を経て，審査期間を延長することができる。

2　修士論文又は特定の課題についての研究の成果は，在学中に提出させ，審査を終了するものとする。

3　第 11 条に規定する博士論文研究基礎力審査は，在学中に行い，審査を終了するものとする。

（試験及び学力審査）

第 10 条　試験は，論文（前期課程及び医学系研究科の修士課程にあっては特定の課題についての研究の成果を含む。）の審査終了後に，筆記又は口頭で行う。

2　博士の試験は，論文の内容及びこれに関連ある専門分野の学識及び研究者として自立して研究活動を行い，又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力について，修士の試験は，論文又は特定の課題についての研究の成果の内容を中心として学識及び研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力について，審査するものとする。

3　第 3 条による論文提出者に対しては，前項のほか，更に専攻学術に関し，大学院博士課程を修了した者と同等以上の学力を有するか否かについて，審査するものとする。

第 11 条　大学院通則第 31 条の 2 に規定する博士論文研究基礎力審査は，前期課程又は医学系研究科の修士課程において修得し，又は涵養すべき専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養について筆記等による試験を行うとともに，博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力について研究報告の提出及び口頭試問等による審査を行うものとする。

（審査結果の報告及び学位授与の議決）

第 12 条　学位審査委員会は，審査の結果を研究科教授会等に報告する。ただし，博士の学位試験については，その要旨を書面で報告しなければならない。

2　研究科教授会等は，前項の報告に基づいて合否を審議決定する。

3　学位審査の研究科教授会等における議決の方法は，各研究科が定める。ただし，その開会定足数は，当該研究科教授会委員全員(海外旅行中又は休職中の者を除く。)の 3 分の 2 以上であることを要し，合格の決定は，無記名投票により，出席者の 3 分の 2 以上の賛成を必要とする。

（合格者の報告）

第 13 条　研究科長は，学位試験に合格した者を合格決定の日から 20 日以内に，総長に報告しなければならない。この場合，博士の学位試験に合格した者については，論文の要旨，論文審査及び試験の結果の要旨並びに履歴書各 1 通を提出するものとする。

（学位の授与及び学位記の様式）

第 14 条　学部の定める卒業の資格を認定された者には，当該学部長の報告に基づき，又は学位試験に合格した者には，当該研究科長の報告に基づき，総長は，所定の学位を授与する。

2　学位記は，別記様式 1-1 から別記様式 6-2 までに定めるとおりとする。ただし，別記様式 3-3（課程修了によるもの（国際連携専攻））における和文に併記する英文等及び大学長名，大学長印等については，連携外国大学院との協議により記載することとする。

（論文要旨等の公表）

第 15 条　本学は，博士の学位を授与したときは，当該博士の学位を授与した日から 3 月以内に，当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

（学位論文の公表）

第 16 条　博士の学位を授与された者は，当該博士の学位を授与された日から 1 年以内に，当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし，当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは，この限りでない。

2　前項の規定にかかわらず，博士の学位を授与された者は，やむを得ない事由がある場合には，当該博士の学位を授与した研究科の承認を受け，当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えて，その内容を要約したものを公表することができる。この場合において，当該研究科は，その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3　博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は，当該博士の学位を授与した研究科の協力を得て，附属図書館が実施する名古屋大学学術機関リポジトリを活用し，インターネットの利用により行うものとする。

4　学位授与後に公表する場合は，名古屋大学審査学位論文と明記することを要する。

(学位授与の取消し)

第17条　修士，博士又は専門職の学位を授与された者で，次の各号のいずれかに該当するときは，教育研究評議会の議を経て，授与した学位を取り消すものとする。

一　不正の方法により学位を受けた事実が判明したとき。

二　修士，博士又は専門職の学位を授与された者に，その名誉を汚辱する行為があったとき。

(学位審査手数料)

第18条　第5条の学位審査手数料の額は，名古屋大学授業料等の料金に関する規程(平成16年度規程第87号)に規定する額とする。

(雑則)

第19条　この規程に定めるもののほか，論文の審査及び試験に関し必要な事項は，各研究科において定める。

附　則

この規程は，平成16年4月1日から施行する。

附　則(平成16年7月20日規程第285号)

1　この規程は，平成16年10月1日から施行する。

2　法学研究科の専攻分野の名称は，改正後の第2条第2項の規定にかかわらず，平成16年4月以前に入学し，当該専攻分野に係る課程を履修している者については，なお従前の例による。

附　則(平成18年1月23日規程第49号)

1　この規程は，平成18年3月27日から施行する。ただし，改正後の第2条第2項の規定は，平成18年4月1日から施行する。

2　国際開発研究科の専攻分野の名称は，改正後の第2条第2項の規定にかかわらず，平成17年度以前に入学し，当該専攻分野に係る課程を履修しているものについては，なお従前の例による。

附　則(平成 18 年 2 月 27 日通則第 6 号)

この規程は，平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(平成 20 年 3 月 24 日規程第 109 号)

この規程は，平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(平成 24 年 3 月 21 日規程第 91 号)

この規程は，平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(平成 24 年 10 月 16 日規程第 39 号)

この規程は，平成 24 年 10 月 16 日から施行し，平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附　則(平成 25 年 9 月 17 日規程第 39 号)

1　この規程は，平成 25 年 9 月 17 日から施行し，平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

2　前項の規定にかかわらず，改正後の第 15 条の規定は，平成 25 年 4 月 1 日以後に博士の学位を授与した場合について適用し，同日前に博士の学位を授与した場合については，なお従前の例による。

3　第 1 項の規定にかかわらず，改正後の第 16 条の規定は，平成 25 年 4 月 1 日以後に博士の学位を授与された者について適用し，同日前に博士の学位を授与された者については，なお従前の例による。

附　則(平成 26 年 3 月 4 日規程第 92 号)

この規程は，平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(平成 27 年 9 月 15 日規程第 57 号)

この規程は，平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附　則(平成 28 年 2 月 15 日規程第 108 号)

この規程は，平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし，改正後の第 8 条第 1 項の規定にかかわらず，平成 27 年度以前に受理した博士論文に係る学位審査委員会の組織については，なお従前の例による。

附　則(平成 29 年 2 月 21 日規程第 91 号)

1　この規程は，平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

2　情報文化学部の専攻分野の名称は，改正後の第 2 条第 1 項の規定にかかわらず，改正前の当該専攻分野に係る卒業の資格を認定された者については，なお従前の例による。

3　文学研究科，国際開発研究科，国際言語文化研究科，環境学研究科及び情報科学研究科の専攻分野の名称は，改正後の第 2 条第 2 項の規定にかかわらず，改正前の当該専攻分野に係る課程を修了した者については，なお従前の例による。

附　則(平成 29 年 4 月 18 日規程第 4 号)

この規程は，平成 29 年 5 月 1 日から施行する。ただし，改正後の第 8 条第 2 項の規定にかかわらず，施行日以前に受理した修士論文又は特定の課題についての研究の成果に係る学位審査委員会の組織については，なお従前の例による。

参考

名古屋大学授業料等の料金に関する規程に定める額

学位審査手数料	57,000 円

別記様式 1-1

○第ＸＸＸＸ号

学　　位　　記

大　学　印

氏　　名

○○年○○月○○日生

本学　○○　学部　○○○　学科所定の課程を修めて本学を卒業したことを認め学士（○○学）の学位を授与する

平成○○年○月○○日

名古屋大学○○学部長　○　○　○　○　学部長印

名古屋大学総長　○　○　○　○　総 長 印

別記様式 1-2（英文）

NAGOYA UNIVERSITY

大　学　印

Hereby Confers upon

Name
Date of Birth:

the Degree of
Bachelor of ○○○○○

in Recognition of the Fulfillment of the Requirements
for a Major in the ○　○　○　○　○　○
at the School of ○○,
Nagoya University.

Date

Name
Dean of the School of ○○　印

Name
President　印

This is an authorized translation of the original Japanese-language diploma

別記様式 2-1（修士論文の審査によるもの）

○第ＸＸＸＸ号

学　　位　　記

大　学　印

氏　　名

○○年○○月○○日生

本学大学院　○○　学研究科　○○○　専攻において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので修士（○○）の学位を授与する

平成○○年○月○○日

名古屋大学総長　　○　○　○　○

総 長 印

別記様式 2-2（修士論文の審査によるもの（英文））

NAGOYA UNIVERSITY

大　学　印

Hereby Confers upon

Name
Date of Birth:

the Degree of
Master of ○○○○○

in Recognition of the Fulfillment of the Requirements
and Successful Completion of a Master's Thesis
for a Major in the　○　○　○　○　○　○
at the Graduate School of ○○.

Date

[Signature]
President
NAGOYA UNIVERSITY

This is an authorized translation of the original Japanese-language diploma

別記様式 3-1（課程修了によるもの）

○第ＸＸＸＸ号

学　位　記

大　学　印

氏　　名

○○年○○月○○日生

本学大学院　○○　学研究科　○○○　専攻において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士（○○）の学位を授与する

平成○○年○月○○日

名古屋大学総長　　○　○　○　○　総長印

別記様式 3-2（課程修了によるもの（リーディングプログラム））

○第ＸＸＸＸ号

学　位　記

大　学　印

氏　　名

○○年○○月○○日生

本学大学院　○○　学研究科　○○○　専攻において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士（○○）の学位を授与する

（　プログラム名　修了）

平成○○年○月○○日

名古屋大学総長　　○　○　○　○　総長印

別記様式 3-3（課程修了によるもの（国際連携専攻））

○第ＸＸＸＸ号

学　　位　　記

氏　　名

○○年○○月○○日生

名古屋大学及び　○○　大学の間で　Ｘ年Ｘ月Ｘ日 に締結された協定に基づく名古屋大学・　○○　大学国際連携　○○　専攻において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので単一の共同学位として博士（○○）の学位を授与する

平成○○年○月○○日

○○大学学長
○　○　○　○

大 学 長 印
又は
学長サイン

名古屋大学総長
○　○　○　○

総 長 印
又は
総長サイン

※和文に併記する英文等及び大学長名，大学長印等については，連携外国大学院との協議により記載する。

別記様式 3-4（課程修了によるもの（英文））

NAGOYA UNIVERSITY

大 学 印

Hereby Confers upon

Name
Date of Birth:

the Degree of
Doctor of ○○○○○

in Recognition of the Fulfillment of the Requirements
and Successful Completion of a Doctoral Dissertation
for a Major in the　○　○　○　○　○　○
at the Graduate School of ○○.

Date

[Signature]
President
NAGOYA UNIVERSITY

This is an authorized translation of the original Japanese-language diploma

別記様式 3-5（課程修了によるもの（リーディングプログラム）（英文））

NAGOYA UNIVERSITY

大　学　印

Hereby Confers upon

Name
Date of Birth:

the Degree of
Doctor of ○○○○○

in Recognition of the Fulfillment of the Requirements
and Successful Completion of a Doctoral Dissertation
for a Major in the　○　○　○　○　○　○
at the Graduate School of ○○,
and in Addition Recognizes the Completion of

プ ロ グ ラ ム 名 .

Date

［Signature］
President
NAGOYA UNIVERSITY

This is an authorized translation of the original Japanese-language diploma.

別記様式 4-1（研究成果の審査及び博士論文研究基礎力審査によるもの）

○第ＸＸＸＸ号

学　　位　　記

大　学　印

氏　　名

○○年○○月○○日生

本学大学院　○○　学研究科　○○○　専攻の修士課程

を修了したので修士（○○）の学位を授与する

平成○○年○月○○日

名古屋大学総長　　○　○　○　○

総 長 印

別記様式 4-2（研究成果の審査及び博士論文研究基礎力審査によるもの（英文））

NAGOYA UNIVERSITY

大　学　印

Hereby Confers upon

Name
Date of Birth:

the Degree of
Master of ○○○○○

in Recognition of the Fulfillment of the Requirements
for a Major in the ○　○　○　○　○　○
at the Graduate School of ○○.

Date

［Signature］
President
NAGOYA UNIVERSITY

This is an authorized translation of the original Japanese-language diploma

別記様式 5-1（法科大学院専門職学位課程修了によるもの）

○第ＸＸＸＸ号

学　位　記

大　学　印

氏　　名

○○年○○月○○日生

本学大学院法学研究科実務法曹養成専攻の専門職学位課程を修了したので法務博士（専 門 職）の学位を授与する

平成○○年○月○○日

名古屋大学総長　○　○　○　○

総 長 印

別記様式 5-2（法科大学院専門職学位課程修了によるもの（英文））

NAGOYA UNIVERSITY

大　学　印

Hereby Confers upon

Name
Date of Birth:

the Degree of
Juris Doctor (Professional)

in Recognition of the Fulfillment of the Requirements
for the Legal Practice Program
in the Law School.

Date

［Signature］
President
NAGOYA UNIVERSITY

This is an authorized translation of the original Japanese-language diploma

別記様式 6-1（論文提出によるもの）

○第ＸＸＸＸ号

学　位　記

大　学　印

氏　　名

○○年○○月○○日生

本学大学院に論文を提出し　○○　学研究科において所定の審査及び試験に合格したので博士（○○）の学位を授与する

平成○○年○月○○日

名古屋大学総長　　○　○　○　○

総 長 印

別記様式 6-2（論文提出によるもの（英文））

NAGOYA UNIVERSITY

大 学 印

Hereby Confers upon

Name
Date of Birth:

the Degree of
Doctor of ○○○○○

in Recognition of the Acceptance of a Doctoral Dissertation
at the Graduate School of ○○.

Date

［Signature］
President
NAGOYA UNIVERSITY

This is an authorized translation of the original Japanese-language diploma

○名古屋大学大学院生命農学研究科規程

（平成 16 年 4 月 1 日規程第 148 号）

改正 平成 17 年 3 月 11 日規程第 342 号　平成 18 年 4 月 26 日規程第 6 号
平成 19 年 1 月 24 日規程第 90 号　平成 21 年 12 月 24 日規程第 63 号
平成 23 年 3 月 2 日規程第 78 号　平成 23 年 6 月 29 日規程第 33 号
平成 24 年 3 月 29 日規程第 104 号　平成 26 年 12 月 17 日規程第 80 号
平成 27 年 3 月 3 日規程第 63 号　平成 28 年 2 月 4 日規程第 106 号

（趣旨）

第 1 条　第 1 条　名古屋大学大学院生命農学研究科（以下「研究科」という。）における目的，教育課程，授業，研究指導，成績評価等（以下「研究科の教育」という。）については，名古屋大学大学院通則（平成 16 年度通則第 2 号。以下「大学院通則」という。）及び名古屋大学大学院共通科目規程（平成 22 年度規程第 47 号。以下「大学院共通科目規程」という。）に定めるもののほか，この規程の定めるところによる。

2　この規程に定めるもののほか，研究科の教育に関し必要な事項は，研究科教授会の議を経て，研究科長が定める。

（目的）

第 2 条　研究科は，農学における学術の理論及び応用を教授研究し，その深奥を究め，高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことにより，文化の進展に寄与するとともに，農学における学術の研究者，高度の専門技術者及び教授者を養成することを目的とする。

（授業科目，単位数等）

第 3 条　各専攻（次項に規定する生物系プログラム及び第 3 項に規定する森林・環境資源科学専攻後期課程の統合環境学特別コースを除く。）の授業科目，その単位数及び履修方法並びに研究指導は，別表第 1 のとおりとする。

2　各専攻に国際プログラム群に係る生物系プログラムを置き，その授業科目，その単位数及び履修方法並びに研究指導は，前項の規定を準用する。

3　森林・環境資源科学専攻の後期課程に，統合環境学特別コースを置き，その授業科目及び単位数並びに履修方法は，別表第 1 及び別表第 2 のとおりとする。

4　各授業科目の単位数の計算の基準は，研究科教授会の議を経て，研究科長が定める。

（入学及び進学）

第 4 条　入学又は進学を許可された者には，専攻に従って，それぞれ指導教員を定める。

2　指導教員は，必要に応じて 2 名以上とすることができる。

3　前項の場合に必要があるときは，他の研究科の教授を加えることができる。

（学修計画）

第 5 条　学修計画は，指導教員の指導の下に，入学又は進学後 1 月以内に作成し，研究科長に提出しなければならない。

（入学前の既修得単位の認定）

第 6 条　学生が本研究科に入学する前に大学院において履修し，修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）については，教育上有益と認める場合は，第 3 条の規定にかかわらず，10 単位を超えない範囲で，課程修了に必要な単位として認定することができる。

2　前項の単位の認定方法は，研究科教授会の議を経て，研究科長が定める。

（他の専攻等の授業科目の履修）

第 7 条　研究科教授会の議を経て，研究科長が認めたときは，他の専攻又は他の研究科の授業科目を指定して履修させ，修得した単位は，課程修了に必要な単位として認定することができる。

2　研究科教授会の議を経て，研究科長が必要と認めたときは，大学院共通科目規程に定める授業科目を指定して履修させ，修得した単位を課程修了に必要な単位として認定することができる。

（他の大学院の授業科目の履修）

第 8 条　学生が他の大学院において履修し，修得した単位は，第 3 条の規定にかかわらず，10 単位を超えない範囲で，課程修了に必要な単位として認定することができる。

2　前項の単位の認定方法は，研究科教授会の議を経て，研究科長が定める。

（他の大学院等における研究指導）

第 9 条　他の大学院又は研究所等における研究指導の認定その他必要事項は，研究科教授会の議を経て，研究科長が定める。

（留学）

第 10 条　第 3 条の規定は，学生が留学する場合に準用する。

（成績評価）

第 11 条　授業科目の成績は，A，B，C 及び D とし，A，B，及び C を合格とする。

（再試験）

第 12 条　試験に不合格となった授業科目については，別に定めるところにより，再試験を受けることができる。

（論文審査）

第 13 条　修士論文提出の時期は，研究科教授会の議を経て，研究科長が定める。

（学位試験）

第 14 条　学位試験に不合格となった者は，研究科教授会の議を経て，6 月経過後に再試験を受けることができる。

（転入学者の既修得単位の認定）

第 15 条　他の大学院から転入学した者の既修得単位の認定については，研究科教授会の議を経て，研究科長が定める。

（転専攻）

第 15 条の 2　学生が名古屋大学・カセサート大学国際連携生命農学専攻と本研究科内の他の専攻の間で転専攻を志願しようとするときは，研究科教授会の議を経て，研究科長の許可を得なければならない。

（他専攻の授業科目の読替）

第 16 条　第 3 条の規定にかかわらず，研究科教授会の議を経て，研究科長が認めるときには，他の専攻の関連する授業科目をもって所属する専攻の授業科目に替えることができる。

（大学院特別聴講学生）

第 17 条　大学院特別聴講学生の入学は，研究科教授会において選考の上，研究科長が許可する。

（科目等履修生）

第 18 条　科目等履修生の入学は，研究科教授会において選考の上，研究科長が許可する。

2　科目等履修生の在学期間は，履修しようとする授業科目について授業の行われる期間とする。

3　科目等履修生の履修科目における単位の認定等は，第 11 条及び第 12 条の規定を準用する。

（特別研究学生）

第 19 条　特別研究学生は，研究科教授会において選考の上，研究科長が許可する。

（大学院研究生の定員）

第 20 条　大学院研究生の定員は，38 名とする。

（大学院研究生の入学資格）

第 21 条　大学院研究生の入学資格は，次のとおりとする。

一　農学修士の学位を有する者又はこれに相当する修士の学位を有する者

二　その他研究科教授会で適当と認めた者

2　大学院研究生の入学は，研究科教授会において選考の上，研究科長が許可する。

（大学院研究生の在学期間）

第 22 条　大学院研究生の在学期間は，1 年とする。ただし，学年の途中で入学した場合における在学期間は，当該学年末までとする。

2　在学期間が満了しても，なお引き続き研究のため在学しようとする者があるときは，研究科長の許可を得て在学期間を延長することができる。

3　前項の場合，研究科長は，研究科教授会の議を経て許可する。

附　則

この規程は，平成 16 年 4 月 1 日から施行する。ただし，平成 15 年度以前に入学した者については，この規程の施行前の名古屋大学大学院生命農学研究科規程を適用する。

附　則(平成 17 年 3 月 11 日規程第 342 号)

この規程は，平成 17 年 4 月 1 日から施行する。ただし，平成 16 年度以前に入学した者については，なお従前の例による。

附　則(平成 18 年 4 月 26 日規程第 6 号)

この規程は，平成 18 年 4 月 26 日から施行する。

附　則(平成 19 年 1 月 24 日規程第 90 号)

この規程は，平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(平成 21 年 12 月 24 日規程第 63 号)

この規程は，平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(平成 23 年 3 月 2 日規程第 78 号)

この規程は，平成 23 年 4 月 1 日から施行する。ただし，平成 22 年度以前に入学した者については，なお従前の例による。

附　則(平成 23 年 6 月 29 日規程第 33 号)

この規程は，平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

附　則(平成 24 年 3 月 29 日規程第 104 号)

この規程は，平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(平成 26 年 12 月 17 日規程第 80 号)

この規程は，平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし，平成 26 年度以前に入学した者については，なお従前の例による。

附　則(平成 27 年 3 月 3 日規程第 63 号)

この規程は，平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(平成 28 年 2 月 4 日規程第 106 号)

この規程は，平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし，平成 27 年度以前に入学した者については，なお従前の例による。

別表第 1（第 3 条第 1 項関係），別表第 2（第 3 条第 3 項関係）

［別紙参照］

別表第 1(第 3 条第 1 項，第 2 項，第 3 項関係)

森林・環境資源科学専攻

前期課程

基礎科目

Ａ類

生命農学本論	1 単位
Principles of Bioagricultural Sciences	1 単位
研究リテラシー	1 単位
Research Literacy	1 単位

専門科目

Ｂ類

森林環境学特論	1 単位
森林生物学特論	1 単位
森林社会学特論	1 単位
森林資源産業化特論	1 単位
土壌学特論	1 単位
バイオマス科学特論	1 単位
木質細胞学特論	1 単位
生物材料解析学特論	1 単位
非線形材料力学特論	1 単位

Ｃ類

植物分子遺伝学特論	1 単位
植物分子育種学特論	1 単位
園芸科学特論	1 単位
作物科学特論	1 単位
作物ストレス生理学特論	1 単位
植物病理学特論	1 単位
農業経済学特論	1 単位
国際農学特論	1 単位
植物研究アプローチ特論	1 単位
動物解剖生理学特論	1 単位
動物遺伝学特論	1 単位
動物生理学特論 1	1 単位
動物生理学特論 2	1 単位
動物生殖学特論	1 単位

動物生産学特論	1 単位
応用昆虫学特論	1 単位
昆虫病理学特論	1 単位
有機合成化学特論	1 単位
ケミカルバイオロジー特論	1 単位
生物活性物質化学特論	1 単位
機能性高分子化学特論	1 単位
酵素学特論 1	1 単位
酵素学特論 2	1 単位
分子細胞生物学特論 1	1 単位
分子細胞生物学特論 2	1 単位
栄養生化学特論	1 単位
応用微生物学特論	1 単位
植物栄養学特論	1 単位
植物分子細胞生物学特論	1 単位
植物生理学特論	1 単位
植物発生学特論	1 単位
生物分子工学特論	1 単位
糖鎖生物学特論	1 単位
生物情報学特論	1 単位
Basics of Bioagricultural Sciences	1 単位
多文化共生特論 1	1 単位
多文化共生特論 2	1 単位
グローバルリーダー1	1 単位
グローバルリーダー2	1 単位
グローバルリーダー3	1 単位
グローバルリーダー4	1 単位
生命農学基盤実験	1 単位
特別講義	1 単位
国内実地研修	1 単位
海外実地研修 1	1 単位
海外研修演習 1	1 単位
Ｄ類	
生命農学演習 1	２単位
生命農学演習 2	２単位
生命農学演習 3	２単位
生命農学演習 4	２単位

修士論文研究 1　3 単位
修士論文研究 2　3 単位
修士論文研究 3　3 単位
修士論文研究 4　3 単位

【履修方法】

1　基礎科目 A 類の「生命農学本論」又は「Principles of Bioagricultural Sciences」のうちから 1 単位及び「研究リテラシー」又は「Research Literacy」のうちから 1 単位，合計 2 単位
2　専門科目 B 類の授業科目のうちから 4 単位以上
3　専門科目 C 類の授業科目のうちから 2 単位以上
4　専門科目 D 類の授業科目 20 単位以上
5　A，B，C 及び D 類の授業科目のうちから，前各項で修得する単位を含む合計 30 単位以上（ただし,他の研究科の授業科目については 2 単位まで含めることができる。）
　研究指導（専攻において定めるところにより受けること。）

後期課程
専門科目
特別講義　1 単位
多文化共生特論 3　1 単位
多文化共生特論 4　1 単位
多文化共生特論 5　1 単位
海外実地研修 2　1 単位
海外研修演習 2　1 単位
博士論文研究 1　3 単位
博士論文研究 2　3 単位
博士論文研究 3　3 単位
博士論文研究 4　3 単位
博士論文研究 5　3 単位
博士論文研究 6　3 単位

【履修方法】

　専門科目のうち，「博士論文研究 1」，「博士論文研究 2」，「博士論文研究 3」，「博士論文研究 4」，「博士論文研究 5」及び「博士論文研究 6」を含む 20 単位以上
研究指導（専攻において定めるところにより受けること。）

植物生産科学専攻

前期課程

基礎科目

Ａ類

生命農学本論	1 単位
Principles of Bioagricultural Sciences	1 単位
研究リテラシー	1 単位
Research Literacy	1 単位

専門科目

Ｂ類

植物分子遺伝学特論	1 単位
植物分子育種学特論	1 単位
園芸科学特論	1 単位
作物科学特論	1 単位
作物ストレス生理学特論	1 単位
植物病理学特論	1 単位
農業経済学特論	1 単位
国際農学特論	1 単位
植物研究アプローチ特論	1 単位

Ｃ類

森林環境学特論	1 単位
森林生物学特論	1 単位
森林社会学特論	1 単位
森林資源産業化特論	1 単位
土壌学特論	1 単位
バイオマス科学特論	1 単位
木質細胞学特論	1 単位
生物材料解析学特論	1 単位
非線形材料力学特論	1 単位
動物解剖生理学特論	1 単位
動物遺伝学特論	1 単位
動物生理学特論 1	1 単位
動物生理学特論 2	1 単位
動物生殖学特論	1 単位
動物生産学特論	1 単位
応用昆虫学特論	1 単位

昆虫病理学特論	1 単位
有機合成化学特論	1 単位
ケミカルバイオロジー特論	1 単位
生物活性物質化学特論	1 単位
機能性高分子化学特論	1 単位
酵素学特論 1	1 単位
酵素学特論 2	1 単位
分子細胞生物学特論 1	1 単位
分子細胞生物学特論 2	1 単位
栄養生化学特論	1 単位
応用微生物学特論	1 単位
植物栄養学特論	1 単位
植物分子細胞生物学特論	1 単位
植物生理学特論	1 単位
植物発生学特論	1 単位
生物分子工学特論	1 単位
糖鎖生物学特論	1 単位
生物情報学特論	1 単位
Basics of Bioagricultural Sciences	1 単位
多文化共生特論 1	1 単位
多文化共生特論 2	1 単位
グローバルリーダー1	1 単位
グローバルリーダー2	1 単位
グローバルリーダー3	1 単位
グローバルリーダー4	1 単位
生命農学基盤実験	1 単位
特別講義	1 単位
国内実地研修	1 単位
海外実地研修 1	1 単位
海外研修演習 1	1 単位
Ｄ類	
生命農学演習 1	２単位
生命農学演習 2	２単位
生命農学演習 3	２単位
生命農学演習 4	２単位
修士論文研究 1	３単位

修士論文研究 2　3 単位
修士論文研究 3　3 単位
修士論文研究 4　3 単位

【履修方法】

1　基礎科目 A 類の「生命農学本論」又は「Principles of Bioagricultural Sciences」のうちから 1 単位及び「研究リテラシー」又は「Research Literacy」のうちから 1 単位，合計 2 単位

2　専門科目 B 類の授業科目のうちから 4 単位以上

3　専門科目 C 類の授業科目のうちから 2 単位以上

4　専門科目 D 類の授業科目 20 単位以上

5　A，B，C 及び D 類の授業科目のうちから，前各項で修得する単位を含む合計 30 単位以上（ただし,他の研究科の授業科目については 2 単位まで含めることができる。）

研究指導（専攻において定めるところにより受けること。）

後期課程

専門科目

特別講義　1 単位
多文化共生特論 3　1 単位
多文化共生特論 4　1 単位
多文化共生特論 5　1 単位
海外実地研修 2　1 単位
海外研修演習 2　1 単位
博士論文研究 1　3 単位
博士論文研究 2　3 単位
博士論文研究 3　3 単位
博士論文研究 4　3 単位
博士論文研究 5　3 単位
博士論文研究 6　3 単位

【履修方法】

専門科目のうち，「博士論文研究 1」，「博士論文研究 2」，「博士論文研究 3」，「博士論文研究 4」，「博士論文研究 5」及び「博士論文研究 6」を含む 20 単位以上

研究指導（専攻において定めるところにより受けること。）

動物科学専攻

前期課程

基礎科目

Ａ類

生命農学本論	1 単位
Principles of Bioagricultural Sciences	1 単位
研究リテラシー	1 単位
Research Literacy	1 単位

専門科目

Ｂ類

動物解剖生理学特論	1 単位
動物遺伝学特論	1 単位
動物生理学特論 1	1 単位
動物生理学特論 2	1 単位
動物生殖学特論	1 単位
動物生産学特論	1 単位
応用昆虫学特論	1 単位
昆虫病理学特論	1 単位

Ｃ類

森林環境学特論	1 単位
森林生物学特論	1 単位
森林社会学特論	1 単位
森林資源産業化特論	1 単位
土壌学特論	1 単位
バイオマス科学特論	1 単位
木質細胞学特論	1 単位
生物材料解析学特論	1 単位
非線形材料力学特論	1 単位
植物分子遺伝学特論	1 単位
植物分子育種学特論	1 単位
園芸科学特論	1 単位
作物科学特論	1 単位
作物ストレス生理学特論	1 単位
植物病理学特論	1 単位
農業経済学特論	1 単位
国際農学特論	1 単位
植物研究アプローチ特論	1 単位

有機合成化学特論	1 単位
ケミカルバイオロジー特論	1 単位
生物活性物質化学特論	1 単位
機能性高分子化学特論	1 単位
酵素学特論 1	1 単位
酵素学特論 2	1 単位
分子細胞生物学特論 1	1 単位
分子細胞生物学特論 2	1 単位
栄養生化学特論	1 単位
応用微生物学特論	1 単位
植物栄養学特論	1 単位
植物分子細胞生物学特論	1 単位
植物生理学特論	1 単位
植物発生学特論	1 単位
生物分子工学特論	1 単位
糖鎖生物学特論	1 単位
生物情報学特論	1 単位
Basics of Bioagricultural Sciences	1 単位
多文化共生特論 1	1 単位
多文化共生特論 2	1 単位
グローバルリーダー1	1 単位
グローバルリーダー2	1 単位
グローバルリーダー3	1 単位
グローバルリーダー4	1 単位
生命農学基盤実験	1 単位
特別講義	1 単位
国内実地研修	1 単位
海外実地研修 1	1 単位
海外研修演習 1	1 単位
Ｄ類	
生命農学演習 1	２単位
生命農学演習 2	２単位
生命農学演習 3	２単位
生命農学演習 4	２単位
修士論文研究 1	３単位
修士論文研究 2	３単位

修士論文研究 3　3 単位
修士論文研究 4　3 単位

【履修方法】

1　基礎科目 A 類の「生命農学本論」又は「Principles of Bioagricultural Sciences」のうちから 1 単位及び「研究リテラシー」又は「Research Literacy」のうちから 1 単位，合計 2 単位

2　専門科目 B 類の授業科目のうちから 4 単位以上

3　専門科目 C 類の授業科目のうちから 2 単位以上

4　専門科目 D 類の授業科目 20 単位以上

5　A，B，C 及び D 類の授業科目のうちから，前各項で修得する単位を含む合計 30 単位以上（ただし,他の研究科の授業科目については 2 単位まで含めることができる。）

研究指導（専攻において定めるところにより受けること。）

後期課程

専門科目

特別講義　1 単位
多文化共生特論 3　1 単位
多文化共生特論 4　1 単位
多文化共生特論 5　1 単位
海外実地研修 2　1 単位
海外研修演習 2　1 単位
博士論文研究 1　3 単位
博士論文研究 2　3 単位
博士論文研究 3　3 単位
博士論文研究 4　3 単位
博士論文研究 5　3 単位
博士論文研究 6　3 単位

【履修方法】

専門科目のうち，「博士論文研究 1」，「博士論文研究 2」，「博士論文研究 3」，「博士論文研究 4」，「博士論文研究 5」及び「博士論文研究 6」を含む 20 単位以上
研究指導(専攻において定めるところにより受けること。)

応用生命分子科学専攻
前期課程

基礎科目

Ａ類

生命農学本論	1 単位
Principles of Bioagricultural Sciences	1 単位
研究リテラシー	1 単位
Research Literacy	1 単位

専門科目

Ｂ類

有機合成化学特論	1 単位
ケミカルバイオロジー特論	1 単位
生物活性物質化学特論	1 単位
機能性高分子化学特論	1 単位
酵素学特論 1	1 単位
酵素学特論 2	1 単位
分子細胞生物学特論 1	1 単位
分子細胞生物学特論 2	1 単位
栄養生化学特論	1 単位
応用微生物学特論	1 単位
植物栄養学特論	1 単位
植物分子細胞生物学特論	1 単位
植物生理学特論	1 単位
植物発生学特論	1 単位
植物研究アプローチ特論	1 単位
生物分子工学特論	1 単位
糖鎖生物学特論	1 単位
生物情報学特論	1 単位
土壌学特論	1 単位

Ｃ類

森林環境学特論	1 単位
森林生物学特論	1 単位
森林社会学特論	1 単位
森林資源産業化特論	1 単位
バイオマス科学特論	1 単位
木質細胞学特論	1 単位
生物材料解析学特論	1 単位
非線形材料力学特論	1 単位

植物分子遺伝学特論	1 単位
植物分子育種学特論	1 単位
園芸科学特論	1 単位
作物科学特論	1 単位
作物ストレス生理学特論	1 単位
植物病理学特論	1 単位
農業経済学特論	1 単位
国際農学特論	1 単位
動物解剖生理学特論	1 単位
動物遺伝学特論	1 単位
動物生理学特論 1	1 単位
動物生理学特論 2	1 単位
動物生殖学特論	1 単位
動物生産学特論	1 単位
応用昆虫学特論	1 単位
昆虫病理学特論	1 単位
Basics of Bioagricultural Sciences	1 単位
多文化共生特論 1	1 単位
多文化共生特論 2	1 単位
グローバルリーダー1	1 単位
グローバルリーダー2	1 単位
グローバルリーダー3	1 単位
グローバルリーダー4	1 単位
生命農学基盤実験	1 単位
特別講義	1 単位
国内実地研修	1 単位
海外実地研修 1	1 単位
海外研修演習 1	1 単位
Ｄ類	
生命農学演習 1	２単位
生命農学演習 2	２単位
生命農学演習 3	２単位
生命農学演習 4	２単位
修士論文研究 1	３単位
修士論文研究 2	３単位
修士論文研究 3	３単位

修士論文研究 4　　3 単位

【履修方法】

1　基礎科目 A 類の「生命農学本論」又は「Principles of Bioagricultural Sciences」のうちから 1 単位及び「研究リテラシー」又は「Research Literacy」のうちから 1 単位，合計 2 単位

2　専門科目 B 類の授業科目のうちから 4 単位以上

3　専門科目 C 類の授業科目のうちから 2 単位以上

4　専門科目 D 類の授業科目 20 単位以上

5　A，B，C 及び D 類の授業科目のうちから，前各項で修得する単位を含む合計 30 単位以上（ただし,他の研究科の授業科目については 2 単位まで含めることができる。）

研究指導（専攻において定めるところにより受けること。）

後期課程

専門科目

特別講義　　1 単位

多文化共生特論 3　　1 単位

多文化共生特論 4　　1 単位

多文化共生特論 5　　1 単位

海外実地研修 2　　1 単位

海外研修演習 2　　1 単位

博士論文研究 1　　3 単位

博士論文研究 2　　3 単位

博士論文研究 3　　3 単位

博士論文研究 4　　3 単位

博士論文研究 5　　3 単位

博士論文研究 6　　3 単位

【履修方法】

専門科目のうち，「博士論文研究 1」，「博士論文研究 2」，「博士論文研究 3」，「博士論文研究 4」，「博士論文研究 5」及び「博士論文研究 6」を含む 20 単位以上

研究指導(専攻において定めるところにより受けること。)

名古屋大学・カセサート大学国際連携生命農学専攻

後期課程

専門科目

本学が開講する科目

博士論文研究ⅠA　4 単位
博士論文研究ⅡA　10 単位
博士論文研究ⅢA　10 単位
博士論文研究ⅣA　10 単位
博士論文研究ⅤA　10 単位
博士論文研究ⅥA　4 単位
タイ王国カセサート大学（以下「カセサート大学」という。）が開講する科目
博士論文研究ⅠB　4 単位
博士論文研究ⅡB　10 単位
博士論文研究ⅢB　10 単位
博士論文研究ⅣB　10 単位
博士論文研究ⅤB　10 単位
博士論文研究ⅥB　4 単位

【履修方法】

大学院通則第 72 条の適用を受けず，本学を主として入学する学生については，専門科目のうち，「博士論文研究ⅠA」，「博士論文研究ⅡA」，「博士論文研究ⅢA」，「博士論文研究ⅣA」，「博士論文研究ⅤA」及び「博士論文研究ⅥA」のうちから 28 単位並びに「博士論文研究ⅠB」，「博士論文研究ⅡB」，「博士論文研究ⅢB」，「博士論文研究ⅣB」，「博士論文研究ⅤB」及び「博士論文研究ⅥB」のうちから 20 単位，合計 48 単位
大学院通則第 72 条の適用を受け，カセサート大学を主として入学する学生については，専門科目のうち，「博士論文研究ⅠA」，「博士論文研究ⅡA」，「博士論文研究ⅢA」，「博士論文研究ⅣA」，「博士論文研究ⅤA」及び「博士論文研究ⅥA」のうちから 20 単位並びに「博士論文研究ⅠB」，「博士論文研究ⅡB」，「博士論文研究ⅢB」，「博士論文研究ⅣB」，「博士論文研究ⅤB」及び「博士論文研究ⅥB」のうちから 28 単位，合計 48 単位
研究指導(専攻において定めるところにより受けること。)

別表第 2(第 3 条第 3 項関係)
森林・環境資源学（統合環境学特別コース）
後期課程
必修科目
臨床環境学研修 1　2 単位
基礎環境学講究 1　2 単位
専門セミナー1　2 単位
専門セミナー2　2 単位
選択科目

臨床環境学研修 2	2 単位
基礎環境学講究 2	2 単位
特別プログラム	2 単位

【履修方法】

1　別表第 1 に掲げる，森林・環境資源科学専攻後期課程の授業科目のうち，「博士論文研究 1」，「博士論文研究 2」，「博士論文研究 3」，「博士論文研究 4」，「博士論文研究 5」及び「博士論文研究 6」を含む 20 単位以上

2　別表第 2 に掲げる，必修科目 8 単位を含む 10 単位以上
　研究指導（専攻において定めるところにより受けること。）

名古屋大学大学院生命農学研究科規程の一部を改正する規程（案）新旧対照

現　行　条　文	改　正（案）条　文
（趣旨） 第1条　名古屋大学大学院生命農学研究科（以下「研究科」という。）における目的，教育課程，授業，研究指導，成績評価等（以下「研究科の教育」という。）については，名古屋大学大学院通則（平成16年度通則第2号）及び名古屋大学大学院共通科目規程（平成22年度規程第47号。以下「大学院共通科目規程」という。）に定めるもののほか，この規程の定めるところによる。	（同左） 第1条　名古屋大学大学院生命農学研究科（以下「研究科」という。）における目的，教育課程，授業，研究指導，成績評価等（以下「研究科の教育」という。）については，名古屋大学大学院通則（平成16年度通則第2号。以下「大学院通則」という。）及び名古屋大学大学院共通科目規程（平成22年度規程第47号。以下「大学院共通科目規程」という。）に定めるもののほか，この規程の定めるところによる。
2　（省略）	2　（省略）
（省略）	（省略）
（授業科目，単位数等） 第3条　各専攻（次項に規定する生物系プログラム及び第3項に規定する生物圏資源学専攻後期課程の統合環境学特別コースを除く。）の授業科目，その単位数及び履修方法並びに研究指導は，別表第1のとおりとする。	（同左） 第3条　各専攻（次項に規定する生物系プログラム及び第3項に規定する森林・環境資源科学専攻後期課程の統合環境学特別コースを除く。）の授業科目，その単位数及び履修方法並びに研究指導は，別表第1のとおりとする。
2　各専攻に国際プログラム群に係る生物系プログラムを置き，その授業科目，その単位数及び履修方法並びに研究指導は，前項の規定を準用する。	2　（同左）
3　生物圏資源学専攻の後期課程に，統合環境学特別コースを置き，その授業科目及び単位数並びに履修方法は，別表第2のとおりとする。	3　森林・環境資源科学専攻の後期課程に，統合環境学特別コースを置き，その授業科目及び単位数並びに履修方法は，別表第2のとおりとする。
4　各授業科目の単位数の計算の基準は，研究科教授会の議を経て，研究科長が定める。	4　（同左）
（省略）	（省略）
（転入学者の既修得単位の認定） 第15条　他の大学院から転入学した者の既修得単位の認定については，研究科教授会の議を経て，研究科長が定める。	（同左） 第15条　（同左）
	（転専攻） 第15条の2　学生が名古屋大学・カセサート大学国際連携生命農学専攻と本研究科内の他の専攻の間で転専攻を志願しようとするときは，研究科教授会の議を経て，研究科長の許可を得なければならない。
（省略）	（省略）
	削る。
別表第1（第3条第1項関係）	別表第1（第3条第1項関係）
	森林・環境資源科学専攻
	前期課程

基礎科目

A類

生命農学本論	1単位
Principles of Bioagricultural Sciences	1単位
研究リテラシー	1単位
Research Literacy	1単位

専門科目

B類

森林環境学特論	1単位
森林生物学特論	1単位
森林社会学特論	1単位
森林資源産業化特論	1単位
土壌学特論	1単位
バイオマス科学特論	1単位
木質細胞学特論	1単位
生物材料解析学特論	1単位
非線形材料力学特論	1単位

C類

植物分子遺伝学特論	1単位
植物分子育種学特論	1単位
園芸科学特論	1単位
作物科学特論	1単位
作物ストレス生理学特論	1単位
植物病理学特論	1単位
農業経済学特論	1単位
国際農学特論	1単位
植物研究アプローチ特論	1単位
動物解剖生理学特論	1単位
動物遺伝学特論	1単位
動物生理学特論1	1単位
動物生理学特論2	1単位
動物生殖学特論	1単位
動物生産学特論	1単位
応用昆虫学特論	1単位

昆虫病理学特論	1単位
有機合成化学特論	1単位
ケミカルバイオロジー特論	1単位
生物活性物質化学特論	1単位
機能性高分子化学特論	1単位
酵素学特論1	1単位
酵素学特論2	1単位
分子細胞生物学特論1	1単位
分子細胞生物学特論2	1単位
栄養生化学特論	1単位
応用微生物学特論	1単位
植物栄養学特論	1単位
植物分子細胞生物学特論	1単位
植物生理学特論	1単位
植物発生学特論	1単位
生物分子工学特論	1単位
糖鎖生物学特論	1単位
生物情報学特論	1単位
Basics of Bioagricultural Sciences	1単位
多文化共生特論1	1単位
多文化共生特論2	1単位
グローバルリーダー1	1単位
グローバルリーダー2	1単位
グローバルリーダー3	1単位
グローバルリーダー4	1単位
生命農学基盤実験	1単位
特別講義	1単位
国内実地研修	1単位
海外実地研修1	1単位
海外研修演習1	1単位
D類	
生命農学演習1	2単位
生命農学演習2	2単位

生命農学演習3	2単位
生命農学演習4	2単位
修士論文研究1	3単位
修士論文研究2	3単位
修士論文研究3	3単位
修士論文研究4	3単位

【履修方法】

1　基礎科目A類の「生命農学本論」又は「Principles of Bioagricultural Sciences」のうちから1単位及び「研究リテラシー」又は「Research Literacy」のうちから1単位，合計2単位

2　専門科目B類の授業科目のうちから4単位以上

3　専門科目C類の授業科目のうちから2単位以上

4　専門科目D類の授業科目20単位以上

5　A，B，C及びD類の授業科目のうちから，前各項で修得する単位を含む合計 30 単位以上（ただし，他の研究科の授業科目については 2 単位まで含めることができる。）

研究指導（専攻において定めるところにより受けること。）

後期課程

専門科目

特別講義	1単位
多文化共生特論3	1単位
多文化共生特論4	1単位
多文化共生特論5	1単位
海外実地研修2	1単位
海外研修演習2	1単位
博士論文研究1	3単位
博士論文研究2	3単位
博士論文研究3	3単位
博士論文研究4	3単位
博士論文研究5	3単位
博士論文研究6	3単位

【履修方法】

専門科目のうち，「博士論文研究 1」，「博士論文研究 2」，「博士論文研究 3」，「博士論文研究 4」，「博士論文研究 5」及び「博士論文研究 6」を含む 20 単位以上

研究指導（専攻において定めるところにより受けること。）

植物生産科学専攻

前期課程

基礎科目

A 類

生命農学本論	1 単位
Principles of Bioagricultural Sciences	1 単位
研究リテラシー	1 単位
Research Literacy	1 単位

専門科目

B 類

植物分子遺伝学特論	1 単位
植物分子育種学特論	1 単位
園芸科学特論	1 単位
作物科学特論	1 単位
作物ストレス生理学特論	1 単位
植物病理学特論	1 単位
農業経済学特論	1 単位
国際農学特論	1 単位
植物研究アプローチ特論	1 単位

C 類

森林環境学特論	1 単位
森林生物学特論	1 単位
森林社会学特論	1 単位
森林資源産業化特論	1 単位
土壌学特論	1 単位

バイオマス科学特論	1単位
木質細胞学特論	1単位
生物材料解析学特論	1単位
非線形材料力学特論	1単位
動物解剖生理学特論	1単位
動物遺伝学特論	1単位
動物生理学特論1	1単位
動物生理学特論2	1単位
動物生殖学特論	1単位
動物生産学特論	1単位
応用昆虫学特論	1単位
昆虫病理学特論	1単位
有機合成化学特論	1単位
ケミカルバイオロジー特論	1単位
生物活性物質化学特論	1単位
機能性高分子化学特論	1単位
酵素学特論1	1単位
酵素学特論2	1単位
分子細胞生物学特論1	1単位
分子細胞生物学特論2	1単位
栄養生化学特論	1単位
応用微生物学特論	1単位
植物栄養学特論	1単位
植物分子細胞生物学特論	1単位
植物生理学特論	1単位
植物発生学特論	1単位
生物分子工学特論	1単位
糖鎖生物学特論	1単位
生物情報学特論	1単位
Basics of Bioagricultural Sciences	1単位
多文化共生特論1	1単位
多文化共生特論2	1単位
グローバルリーダー1	1単位
グローバルリーダー2	1単位

グローバルリーダー3	1単位
グローバルリーダー4	1単位
生命農学基盤実験	1単位
特別講義	1単位
国内実地研修	1単位
海外実地研修1	1単位
海外研修演習1	1単位

D類

生命農学演習1	2単位
生命農学演習2	2単位
生命農学演習3	2単位
生命農学演習4	2単位
修士論文研究1	3単位
修士論文研究2	3単位
修士論文研究3	3単位
修士論文研究4	3単位

【履修方法】

1　基礎科目 A 類の「生命農学本論」又は「Principles of Bioagricultural Sciences」のうちから 1 単位及び「研究リテラシー」又は「Research Literacy」のうちから1単位，合計2単位

2　専門科目B類の授業科目のうちから4単位以上

3　専門科目C類の授業科目のうちから2単位以上

4　専門科目D類の授業科目20単位以上

5　A，B，C及びD類の授業科目のうちから，前各項で修得する単位を含む合計 30 単位以上(ただし,他の研究科の授業科目については2単位まで含めることができる。)
研究指導（専攻において定めるところにより受けること。）

後期課程

専門科目

特別講義	1単位

多文化共生特論３	１単位
多文化共生特論４	１単位
多文化共生特論５	１単位
海外実地研修２	１単位
海外研修演習２	１単位
博士論文研究１	３単位
博士論文研究２	３単位
博士論文研究３	３単位
博士論文研究４	３単位
博士論文研究５	３単位
博士論文研究６	３単位

【履修方法】

専門科目のうち，「博士論文研究 1」，「博士論文研究２」，「博士論文研究３」，「博士論文研究４」，「博士論文研究５」及び「博士論文研究６」を含む20単位以上

研究指導（専攻において定めるところにより受けること。）

動物科学専攻

前期課程

基礎科目

A類

生命農学本論	１単位
Principles of Bioagricultural Sciences	１単位
研究リテラシー	１単位
Research Literacy	１単位

専門科目

B類

動物解剖生理学特論	１単位
動物遺伝学特論	１単位
動物生理学特論１	１単位
動物生理学特論２	１単位

動物生殖学特論	1単位
動物生産学特論	1単位
応用昆虫学特論	1単位
昆虫病理学特論	1単位

C類

森林環境学特論	1単位
森林生物学特論	1単位
森林社会学特論	1単位
森林資源産業化特論	1単位
土壌学特論	1単位
バイオマス科学特論	1単位
木質細胞学特論	1単位
生物材料解析学特論	1単位
非線形材料力学特論	1単位
植物分子遺伝学特論	1単位
植物分子育種学特論	1単位
園芸科学特論	1単位
作物科学特論	1単位
作物ストレス生理学特論	1単位
植物病理学特論	1単位
農業経済学特論	1単位
国際農学特論	1単位
植物研究アプローチ特論	1単位
有機合成化学特論	1単位
ケミカルバイオロジー特論	1単位
生物活性物質化学特論	1単位
機能性高分子化学特論	1単位
酵素学特論	1単位
酵素学特論2	1単位
分子細胞生物学特論1	1単位
分子細胞生物学特論2	1単位
栄養生化学特論	1単位
応用微生物学特論	1単位
植物栄養学特論	1単位

植物分子細胞生物学特論	1単位
植物生理学特論	1単位
植物発生学特論	1単位
生物分子工学特論	1単位
糖鎖生物学特論	1単位
生物情報学特論	1単位
Basics of Bioagricultural Sciences	1単位
多文化共生特論1	1単位
多文化共生特論2	1単位
グローバルリーダー1	1単位
グローバルリーダー2	1単位
グローバルリーダー3	1単位
グローバルリーダー4	1単位
生命農学基盤実験	1単位
特別講義	1単位
国内実地研修	1単位
海外実地研修1	1単位
海外研修演習1	1単位

D類

生命農学演習1	2単位
生命農学演習2	2単位
生命農学演習3	2単位
生命農学演習4	2単位
修士論文研究1	3単位
修士論文研究2	3単位
修士論文研究3	3単位
修士論文研究4	3単位

【履修方法】

1　基礎科目 A 類の「生命農学本論」又は「Principles of Bioagricultural Sciences」のうちから 1 単位及び「研究リテラシー」又は「Research Literacy」のうちから1単位, 合計2

単位

2　専門科目B類の授業科目のうちから4単位以上

3　専門科目C類の授業科目のうちから2単位以上

4　専門科目D類の授業科目20単位以上

5　A，B，C及びD類の授業科目のうちから，前各項で修得する単位を含む合計30単位以上(ただし，他の研究科の授業科目については2単位まで含めることができる。)

研究指導（専攻において定めるところにより受けること。）

後期課程

専門科目

特別講義	1単位
多文化共生特論3	1単位
多文化共生特論4	1単位
多文化共生特論5	1単位
海外実地研修2	1単位
海外研修演習2	1単位
博士論文研究1	3単位
博士論文研究2	3単位
博士論文研究3	3単位
博士論文研究4	3単位
博士論文研究5	3単位
博士論文研究6	3単位

【履修方法】

専門科目のうち，「博士論文研究 1」，「博士論文研究2」，「博士論文研究3」，「博士論文研究4」，「博士論文研究5」及び「博士論文研究6」を含む20単位以上

研究指導（専攻において定めるところにより受けること。）

応用生命分子科学専攻

前期課程

基礎科目

A類

生命農学本論	1単位
Principles of Bioagricultural Sciences	1単位
研究リテラシー	1単位
Research Literacy	1単位

専門科目

B類

有機合成化学特論	1単位
ケミカルバイオロジー特論	1単位
生物活性物質化学特論	1単位
機能性高分子化学特論	1単位
酵素学特論1	1単位
酵素学特論2	1単位
分子細胞生物学特論1	1単位
分子細胞生物学特論2	1単位
栄養生化学特論	1単位
応用微生物学特論	1単位
植物栄養学特論	1単位
植物分子細胞生物学特論	1単位
植物生理学特論	1単位
植物発生学特論	1単位
植物研究アプローチ特論	1単位
生物分子工学特論	1単位
糖鎖生物学特論	1単位
生物情報学特論	1単位
土壌学特論	1単位

C類

森林環境学特論	1単位
森林生物学特論	1単位
森林社会学特論	1単位
森林資源産業化特論	1単位
バイオマス科学特論	1単位
木質細胞学特論	1単位

生物材料解析学特論	1単位
非線形材料力学特論	1単位
植物分子遺伝学特論	1単位
植物分子育種学特論	1単位
園芸科学特論	1単位
作物科学特論	1単位
作物ストレス生理学特論	1単位
植物病理学特論	1単位
農業経済学特論	1単位
国際農学特論	1単位
動物解剖生理学特論	1単位
動物遺伝学特論	1単位
動物生理学特論1	1単位
動物生理学特論2	1単位
動物生殖学特論	1単位
動物生産学特論	1単位
応用昆虫学特論	1単位
昆虫病理学特論	1単位

Basics of Bioagricultural Sciences	1単位
多文化共生特論1	1単位
多文化共生特論2	1単位
グローバルリーダー1	1単位
グローバルリーダー2	1単位
グローバルリーダー3	1単位
グローバルリーダー4	1単位
生命農学基盤実験	1単位
特別講義	1単位
国内実地研修	1単位
海外実地研修1	1単位
海外研修演習1	1単位

D類

生命農学演習1	2単位

生命農学演習２	２単位
生命農学演習３	２単位
生命農学演習４	２単位
修士論文研究１	３単位
修士論文研究２	３単位
修士論文研究３	３単位
修士論文研究４	３単位

【履修方法】

1　基礎科目 A 類の「生命農学本論」又は「Principles of Bioagricultural Sciences」のうちから 1 単位及び「研究リテラシー」又は「Research Literacy」のうちから１単位，合計２単位

2　専門科目Ｂ類の授業科目のうちから４単位以上

3　専門科目Ｃ類の授業科目のうちから２単位以上

4　専門科目Ｄ類の授業科目 20 単位以上

5　A，B，C 及びＤ類の授業科目のうちから，前各項で修得する単位を含む合計30単位以上(ただし，他の研究科の授業科目については,２単位まで含めることができる。)
研究指導（専攻において定めるところにより受けること。）

後期課程

専門科目

特別講義	１単位
多文化共生特論３	１単位
多文化共生特論４	１単位
多文化共生特論５	１単位
海外実地研修２	１単位
海外研修演習２	１単位
博士論文研究１	３単位
博士論文研究２	３単位
博士論文研究３	３単位
博士論文研究４	３単位

博士論文研究５　3単位

博士論文研究６　3単位

【履修方法】

専門科目のうち，「博士論文研究 1」，「博士論文研究２」，「博士論文研究３」，「博士論文研究４」，「博士論文研究５」及び「博士論文研究６」を含む20単位以上

研究指導（専攻において定めるところにより受けること。）

名古屋大学・カセサート大学国際連携生命農学専攻

後期課程

専門科目

本学が開講する科目

博士論文研究ＩA　4単位

博士論文研究ⅡA　10単位

博士論文研究ⅢA　10単位

博士論文研究ⅣA　10単位

博士論文研究ＶA　10単位

博士論文研究ⅥA　4単位

タイ王国カセサート大学（以下「カセサート大学」という。）が開講する科目

博士論文研究ＩB　4単位

博士論文研究ⅡB　10単位

博士論文研究ⅢB　10単位

博士論文研究ⅣB　10単位

博士論文研究ＶB　10単位

博士論文研究ⅦB　4単位

【履修方法】

大学院通則第72条の適用を受けず，本学を主として入学する学生については，専門科目のうち，「博士論文研究ＩA」，「博士論文研究ⅡA」，「博士論文研究ⅢA」，「博士論文研究ⅣA」，「博士論文研究ＶA」及び

「博士論文研究VIA」のうちから 28 単位並びに「博士論文研究ⅠB」,「博士論文研究ⅡB」,「博士論文研究ⅢB」,「博士論文研究ⅣB」,「博士論文研究VB」及び「博士論文研究VIB」のうちから 20 単位，合計 48 単位

大学院通則第 72 条の適用を受け，カセサート大学を主として入学する学生については，専門科目のうち,「博士論文研究ⅠA」,「博士論文研究ⅡA」,「博士論文研究ⅢA」,「博士論文研究ⅣA」,「博士論文研究VA」及び「博士論文研究VIA」のうちから 20 単位並びに「博士論文研究ⅠB」,「博士論文研究ⅡB」,「博士論文研究ⅢB」,「博士論文研究ⅣB」,「博士論文研究VB」及び「博士論文研究VIB」のうちから 28 単位，合計 48 単位

研究指導（専攻において定めるところにより受けること。）

削る。

別表第２（第３条第３項関係）

森林・環境資源科学（統合環境学特別コース）

後期課程

必修科目

臨床環境学研修１	２単位
基礎環境学講究１	２単位
専門セミナー1	２単位
専門セミナー2	２単位

選択科目

臨床環境学研修２	２単位
基礎環境学講究２	２単位
特別プログラム	２単位

【履修方法】

1　別表第１に掲げる，森林・環境資源科学専攻後期課程の授業科目のうち，「博士論文研究 1」,「博士論文研究 2」,「博士論文研究 3」,「博士論文研究 4」,「博士論文研究 5」及び「博士論文研究 6」を含む 20 単位以上

2　別表第２に掲げる，必修科目 8 単位を含む 10 単位以上

別表第２（第３条第３項関係）

	研究指導（専攻において定めるところにより受けること。）

附　則

この規程は，平成30年4月1日から施行する。ただし，平成29年度以前に入学した者については，なお従前の例による。

名古屋大学大学院生命農学研究科教授会に関する内規

（構成）

第１条　名古屋大学大学院生命農学研究科（以下「研究科」という。）教授会は，次に掲げる教授をもって構成する。

一　研究科の教授

二　研究科の協力講座に所属する教授（ただし，第１号に掲げる者を除く。）

２　前項第１号に掲げる教授が，３か月を超えて次の各号のいずれかに該当するときは，研究科教授会の議を経て，当該講座を担当又は分担する者を出席させることができる。ただし，成立要件及び議決に加わることはできない。

一　欠員の場合

二　外国出張（研修旅行を含む。）の場合

三　疾病その他，やむを得ない事由があって，本人の申出により研究科教授会が除外すると決定した場合

（招集）

第２条　研究科教授会は，研究科長が招集する。

２　研究科教授会に付すべき事項は，あらかじめ研究科教授会の構成員に通知しなければならない。ただし，緊急の事項及び軽易な事項については，この限りでない。

（審議事項）

第３条　研究科教授会は，次に掲げる事項を審議する。ただし，第１条第１項第２号の教授は，第２号から第６号の審議には加わらないものとする。

一　研究科規程，内規及び申合せ等に関すること。

二　大学教員の人事に関すること。

三　研究科長候補者の選出に関すること。

四　副研究科長候補者の選出に関すること。

五　評議員候補者の選出に関すること。

六　附属施設長候補者の選出に関すること。

七　名誉教授の推薦に関すること。

八　決算及び予算に関すること。

九　概算要求及び将来計画に関すること。

十　大学院学生の入学，進学，修了，休学，復学，退学，除籍等に関すること。

十一　研究科の教育課程及び指導体制に関すること。

十二　各種協議会に関すること。

十三　博士学位に関すること。

十四　学術交流協定に関すること。

十五　年間計画に関すること。

十六　その他，研究科教授会において審議することを適当と認める事項

（成立及び議決）

第４条　研究科教授会は，構成員の３分の２以上の出席（外国出張（研修旅行を含む。）中の者を除く。）がなければ成立しない。ただし，教授が第１条第２項第２号又は第３号に該当する場合は，研究科教授会構成員から除外する。

２　研究科教授会の議決は，出席者の過半数をもって決する。ただし，第３条第２号から第７号の各号及び第 13 号の議事にあっては，出席者の３分の２以上をもって決するものとする。

３　大学教員の人事は，別に定める内規に基づいて行う。

（委員会）
第５条　研究科教授会が必要と認めるときは，委員会を設けることができる。

（改正）
第６条　この内規の改正は，研究科教授会構成員の３分の２以上の賛成を得なければならない。

附　則
この内規は，平成 16 年４月１日から施行する。

附　則
この内規は，平成 26 年６月 25 日から施行する。

附　則
この内規は，平成 27 年４月１日から施行する。